

行政評価調書

事務事業名	市税滞納整理事務	評価初年度	平成 26 年度
		担当部署名	収税課
		担当者名	村沢 (内線252)
第6次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり	4	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 1
中項目	市民主体の行政運営の推進	2	
小項目	行財政改革の推進	3	
		名称	地方税法

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	- 年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 市税(市民税・固定資産税・軽自動車税)を納期限までに納めない個人又は法人に対し、納付するように指導し、又は差押え等を行うことにより、財源の確保を図る。				
④事業の目的				
ア【対象】誰を(何を)対象に 市税滞納者		対象者(平成26年5月31日) 延べ25,545人		
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	滞納者数	説明	各年度末における滞納者数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促、納税相談、催告、差押、茨城租税債権管理機構への委託など				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 滞納者から滞納金を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、ほかの納税者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 強制徴収公債権(地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの) 市税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保護者負担金、下水道使用料等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 法律上認められていないため				

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 収納率 (%)			成果指標 2 滞納者 延べ人数		
	目標	実績	達成率 (%)	目標	実績	達成率 (%)
23 年度	88.7	87.8	99.0	未設定	27,788	
24 年度	89.0	89.2	100.2	未設定	26,376	
25 年度	90.0	91.3	101.4	未設定	25,545	
26 年度	91.0			未設定		
27 年度	92.0			未設定		
①目標値の根拠	平成23年度決算から毎年度1%ずつ向上させる			大口滞納等の滞納金の縮減に重点を置いているため		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移（②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。）

	①行政コスト（②+③）（千円）		②事業費（千円）	③人件費（千円）		④単位当たりの行政コスト（①行政コスト/成果指標2）（千円）		
		内訳（千円）		平均給与（千円）	人役（%）			
H 23 決算	227,574	国県支出金	65,927	161,647		8		
		市債		行政	147,036		8,509	1,728
		その他		技労	0		0	0
		一般財源 227,574		嘱託	14,611		2,197	665
			臨時	0	0	0		
H 24 決算	203,526	国県支出金	63,365	140,161		8		
		市債		行政	124,851		8,368	1,492
		その他		技労	0		0	0
		一般財源 203,526		嘱託	14,281		2,197	650
			臨時	1,029	1,870	55		
H 25 決算	187,900	国県支出金	54,156	133,744		7		
		市債		行政	123,262		8,306	1,484
		その他		技労	0		0	0
		一般財源 187,900		嘱託	10,294		2,209	466
			臨時	188	1,880	10		
H 26 予算	209,608	国県支出金	75,711	133,897				
		市債		行政	123,262		8,306	1,484
		その他		技労	0		0	0
		一般財源 209,608		嘱託	10,635		2,282	466
			臨時	0	0	10		

⑤コスト削減の取組

--

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。
	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。		・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	④対象者のニーズが高い事業である。		・1-⑦必要性	
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。		・1-⑨類似事業	
合計			評価結果	A
4	点			
有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。		・2-成果指標	収納率の目標は過去最大値となっており、実績が目標に達しているため。
	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。		・1-⑥有効性 ・2-成果指標	
	③成果指標の実績が目標に達している。		・2-成果指標	
	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者（※）が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者		・別紙1 実施率	
	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。		・1-⑥手段 ・別紙1 全体	
合計			評価結果	A
4	点			
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
○	①効率性向上の余地はない。		・3-①行政コスト	事務を実施するにあたり、その都度見直しを行い、改善を図っている。また、今後においても、見直しのできる事項が判明した場合には、積極的に改善を行い、事務の効率化を図っていく。
	②コスト削減への取組を実施している。		・3-⑤コスト削減の取組	
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）		・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。		・1-⑨類似事業	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。		・3-④単位当たりの行政コスト	
合計			評価結果	A
4	点			

事務事業の評価

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	
方向性		評価の考え方（滞納整理事務の場合）	
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
	ア	主体を代える（実施主体を代える）	
	イ	手段を改善する（実施の手段を代える）	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
	ウ	効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）	手段別シートのいずれかの手段において、効率化（廃止を含む。）を図る必要がある場合
	エ	簡素化する（規模を縮小する）	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
	オ	統合する（類似事業を統合する）	
3 休止，廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止，廃止」の場合，記入する。）			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点，改善すべき点

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止，廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止，廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止, 廃止の方向性)	
------------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止, 廃止の方向性)	
------------------------	--

## 行政評価調書

事務事業名	国民健康保険税滞納整理事務	評価初年度	平成 26 年度
		担当部署名	収税課
		担当者名	村沢 (内線252)
第6次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり	4	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 1
中項目	市民主体の行政運営の推進	2	
小項目	行財政改革の推進	3	
		名称	地方税法

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	- 年度	②事業の完了予定の有無 (有/無)	無	年度
③事業の概要 国民健康保険税を納期限までに納めない者に対し、納付するように指導し、又は差押え等を行うことにより、財源の確保を図る。				
④事業の目的				
ア【対象】誰を(何を)対象に 国民健康保険税滞納者			対象者(平成26年5月31日) 14,276世帯	
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	滞納世帯数	説明	各年度末における滞納世帯数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促, 納税相談, 催告, 差押など				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 滞納者から滞納金を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、ほかの納税者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業, 市が実施している類似事業) 強制徴収公債権(地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの) 市税, 国民健康保険税, 介護保険料, 保育所保護者負担金, 下水道使用料等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 法律上認められていないため				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 収納率 (%)			成果指標 2 滞納世帯数 (世帯)		
	目標	実績	達成率 (%)	目標	実績	達成率 (%)
23 年度	54.9	53.3	97.1	未設定	16,380	
24 年度	53.8	55.2	102.6	未設定	16,718	
25 年度	54.3	60.0	110.5	未設定	14,276	
26 年度	54.8			未設定		
27 年度	55.3			未設定		
①目標値の根拠	平成23年度決算から毎年度0.5%ずつ向上させる			大口滞納等の滞納金の縮減に重点を置いているため		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移（②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。）

	①行政コスト (②+③) (千円)		②事業費 (千円)	③人件費 (千円)			④単位当たりの行政コスト (①行政コスト/成果指標2) (千円)	
		内訳 (千円)		平均給与 (千円)	人役 (%)			
H 23 決算	174,679	国県支出金	13,032	161,647			11	
		市債		行政	147,036	8,509		1,728
		その他		技労	0	0		
		一般財源		174,679	嘱託	14,611		2,197
H 24 決算	158,091	国県支出金	17,930	140,161			9	
		市債		行政	124,851	8,368		1,492
		その他		技労	0	0		
		一般財源		158,091	嘱託	14,281		2,197
H 25 決算	152,139	国県支出金	18,395	133,744			11	
		市債		行政	123,262	8,306		1,484
		その他		技労	0	0		
		一般財源		152,139	嘱託	10,294		2,209
H 26 予算	159,081	国県支出金	24,995	134,086				
		市債		行政	123,262	8,306		1,484
		その他		技労	0	0		
		一般財源		159,081	嘱託	10,635		2,282
				臨時	189	1,883	10	

⑤コスト削減の取組

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

事務事業の評価	必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。
		②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
		③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。		・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
		④対象者のニーズが高い事業である。		・1-⑦必要性	
		⑤民間、NPO等に類似事業はない。		・1-⑨類似事業	
	合計			評価結果	A
	4	点			
	有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。		・2-成果指標	収納率の目標は過去最大値となっており、実績が目標に達しているため。
		②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。		・1-⑧有効性 ・2-成果指標	
		③成果指標の実績が目標に達している。		・2-成果指標	
		④対象者のうち、実際にサービスを受ける者（※）が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者		・別紙1 実施率	
		⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。		・1-⑥手段 ・別紙1 全体	
	合計			評価結果	A
4	点				
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
○	①効率性向上の余地はない。		・3-①行政コスト	事務を実施するにあたり、その都度見直しを行い、改善を図っている。また、今後においても、見直しのできる事項が判明した場合には、積極的に改善を行い、事務の効率化を図っていく。	
	②コスト削減への取組を実施している。		・3-⑤コスト削減の取組		
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）		・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察		
	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。		・1-⑨類似事業		
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。		・3-④単位当たりの行政コスト		
合計			評価結果	A	
4	点				



イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	
方向性		評価の考え方（滞納整理事務の場合）	
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
	ア	主体を代える（実施主体を代える）	
	イ	手段を改善する（実施の手段を代える）	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
	ウ	効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）	手段別シートのいずれかの手段において、効率化（廃止を含む。）を図る必要がある場合
	エ	簡素化する（規模を縮小する）	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
	オ	統合する（類似事業を統合する）	
3 休止，廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上継続」及び「休止，廃止」の場合，記入する。）			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点，改善すべき点
----------------------

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性
--------

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止，廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止，廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況
------------------

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)
-------------------------

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)
--------------------------

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止, 廃止の方向性)	
------------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況
------------------

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)
-------------------------

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)
--------------------------

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止, 廃止の方向性)	
------------------------	--

## 行政評価調書

事務事業名	介護保険料滞納整理事務	評価初年度	平成 26 年度	
		担当部署名	介護保険課	
		担当者名	深谷 (内線345)	
第6次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等	
大項目	市民と行政との協働による自主・自立した「みど」づくり	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	市民主体の行政運営の推進	2		4. 計画等 5. 特になし
小項目	行財政改革の推進	3		1
			名称	地方自治法第231条の3

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	12 年度	②事業の完了予定の有無 (有/無)	無	年度
③事業の概要 介護保険料を納期までに納めない個人（被保険者）に対し、納付するように指導し、分納相談や給付制限等を行うことにより、歳入の確保を図る。				
④事業の目的				
ア【対象】誰を（何を）対象に 介護保険料滞納者			対象者（平成26年4月1日） 2, 637人	
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）				
成果指標 1				
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標 2				
指標	滞納者数	説明	各年度末における滞納者数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促、催告、納付相談、臨戸訪問など				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 未納者から債権を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、ほかの納税者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業） 強制徴収公債権（地方税の滞納処分等の例により強制徴収できるもの） 市税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保護者負担金、下水道使用料等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 自主的納付の呼びかけ業務や分割納付の管理業務については、職員や徴収嘱託員で概ね行っている。民間・NPOの場合は個人情報管理について注意する必要がある。				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 収納率 (%)			成果指標 2 滞納者数 (人)		
	目標	実績	達成率 (%)	目標	実績	達成率 (%)
23 年度	93.9	93.1	99.1	未設定	2,595	
24 年度	93.9	93.8	99.9	未設定	2,714	
25 年度	94.5	93.6	99.0	未設定	2,637	
26 年度	95.0			未設定		
27 年度	95.2			未設定		
①目標値の根拠	納付する者が高齢者であることから死亡等による未納分を踏まえ95%を目標とした。			滞納については期別・金額での管理になっているため、目標は滞納率で行っている。		
②数値で表せない効果	滞納整理を行うことによって、制度の理解が深まり、結果として自主納付が増えた。					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移（②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。）

	①行政コスト (②+③) (千円)	②事業費 (千円)		③人件費 (千円)		④単位当たりの行政コスト (①行政コスト/成果指標2) (千円)		
		内訳 (千円)		平均給与 (千円)	人役 (%)			
H 23 決算	28,869	国県支出金	8,803	20,066		11		
		市債		行政	17,869		8,509	210
		その他		技労	0			
		一般財源		28,869	嘱託		2,197	2,197
H 24 決算	31,646	国県支出金	11,876	19,770		12		
		市債		行政	17,573		8,368	210
		その他		技労	0			
		一般財源		31,646	嘱託		2,197	2,197
H 25 決算	28,874	国県支出金	9,222	19,652		11		
		市債		行政	17,443		8,306	210
		その他		技労	0			
		一般財源		28,874	嘱託		2,209	2,209
H 26 予算	33,265	国県支出金	13,540	19,725				
		市債		行政	17,443		8,306	210
		その他		技労	0			
		一般財源		33,265	嘱託		2,282	2,282
				臨時	0			

### ⑤コスト削減の取組

ゆうちょ銀行とコンビニ収納を開始したことで、高齢者でも納付できる環境になり、徴収嘱託員の臨戸訪問に頼る方が減少する。督促状を納付書から圧着ハガキにしたことにより郵送料が減となる。

4 1年目評価

(1) 1次評価 (内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

事務事業の評価	必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	督促等必要は措置をとらなければならないため。
		②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
		③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。		・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
		④対象者のニーズが高い事業である。		・1-⑦必要性	
		⑤民間、NPO等に類似事業はない。		・1-⑩類似事業	
	合計			評価結果	A
	4	点			
	有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。		・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。		・1-⑨有効性 ・2-成果指標	収納率の向上につながっているため。	
	③成果指標の実績が目標に達している。		・2-成果指標		
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者		・別紙1 実施率	概ね対象者に対して通知・訪問を行っているため。	
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。		・1-⑥手段 ・別紙1 全体	収納率の向上につながっているため。	
合計			評価結果	A	
3	点				
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
	①効率性向上の余地はない。		・3-①行政コスト		
○	②コスト削減への取組を実施している。		・3-⑤コスト削減の取組	臨戸訪問嘱託員や郵送料を減しているため。	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)		・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	徴収は市が実施するものであり、民間・NPOが行う事務が限られるため。	
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。		・1-⑨類似事業	介護保険制度の独自性があり、統合による効率化が図れないため。	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。		・3-④単位当たりの行政コスト		
合計			評価結果	A	
3	点				

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	
方向性		評価の考え方（滞納整理事務の場合）	
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
	ア	主体を代える（実施主体を代える）	
	イ	手段を改善する（実施の手段を代える）	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
	ウ	効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）	手段別シートのいずれかの手段において、効率化（廃止を含む。）を図る必要がある場合
	エ	簡素化する（規模を縮小する）	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
	オ	統合する（類似事業を統合する）	
3 休止，廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止，廃止」の場合，記入する。）			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点，改善すべき点

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止，廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止，廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

## 行政評価調書

事務事業名	し尿処理手数料滞納整理事務	評価初年度	平成 26 年度		
		担当部署名	衛生管理課		
		担当者名	蛭田智則（内線280）		
第6次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等		
大項目	市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項	
中項目	市民主体の行政運営の推進	2		4. 計画等 5. 特になし	
小項目	行財政改革の推進	3		1. 2	
			名称	地方自治法第240条	

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	昭和44年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度
③事業の概要 し尿処理手数料を納期までに納めない個人又は法人に対し、納付するように指導し、又はし尿くみ取り作業の停止等を行うことにより、歳入の確保を図る。				
④事業の目的				
ア【対象】誰を（何を）対象にし尿処理手数料滞納者			対象者（平成26年4月1日）  762世帯	
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）				
成果指標 1				
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標 2				
指標	滞納世帯数	説明	各年度末における滞納世帯数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促、催告、臨戸訪問、し尿収集確認伝票預かり、し尿収集作業停止				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 未納者から債権を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、ほかの納付者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業） 非強制徴収債権（強制徴収できないため、訴訟手続等が必要なもの） 市営住宅、農業集落排水施設使用料、水道料金等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 対象者は大半が高齢者及び低所得者層であり、公的な援助を受給しているものも多い。福祉的見地から、きめ細かい多様な対応が必要であり、民間等での事業実施はなじまない。				



## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 収納率 (%)			成果指標 2 滞納世帯数 (世帯数)		
	目標	実績	達成率 (%)	目標	実績	達成率 (%)
23 年度	91.30	91.38	100.1	未設定	1,216	
24 年度	91.60	92.89	101.4	未設定	932	
25 年度	93.10	93.77	100.7	未設定	762	
26 年度	94.00		0	未設定		
27 年度	94.20		0	未設定		
①目標値の根拠	実績の伸びを参考にやや高めの数値を目標とした。			未設定		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移（②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。）

	①行政コスト (②+③) (千円)		②事業費 (千円)	③人件費 (千円)			④単位当たりの行政コスト (①行政コスト/成果指標2) (千円)
		内訳 (千円)		平均給与 (千円)	人役 (%)		
H 23					28,274		
決算	32,674	国県支出金	4,400	行政	25,527	8,509	300
		市債		0			
		その他					
		一般財源		32,674	2,747	2,197	125
				0			27
H 24					27,851		
決算	31,865	国県支出金	4,014	行政	25,104	8,368	300
		市債		0			
		その他					
		一般財源		31,865	2,747	2,197	125
				0			34
H 25					27,680		
決算	31,550	国県支出金	3,870	行政	24,918	8,306	300
		市債		0			
		その他					
		一般財源		31,550	2,762	2,209	125
				0			41
H 26					27,771		
予算	33,191	国県支出金	5,420	行政	24,918	8,306	300
		市債		0			
		その他					
		一般財源		33,191	2,853	2,282	125
				0			

### ⑤コスト削減の取組

H22年度より正職員分を嘱託職員で対応している。

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

事務事業の評価	必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	督促等必要は措置が必要をとらなければならないため。
	/	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	/
	/	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	/
	/	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	/
	/	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	/
	合計		評価結果	A
	4	点		
	有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	収納率の目標は過去最大値となっており、実績が目標に達しているため。
	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標		
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標		
	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率		
	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-⑥手段 ・別紙1 全体		
合計		評価結果	A	
4	点			
効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト		
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	嘱託職員を活用しているため。	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	福祉の見地からきめ細かい多様な対応を行いながら、滞納整理を実施する必要があるため。	
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	滞納世帯及び周辺環境衛生を配慮しながら、滞納整理を実施する必要があるため。	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト		
合計		評価結果	A	
3	点			

イ 評価結果

①今後の方向性		1	⇒	うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	
方向性			評価の考え方（滞納整理事務の場合）		
1 現状のまま継続					
2 見直しの上で継続					
	ア	主体を代える（実施主体を代える）			
	イ	手段を改善する（実施の手段を代える）		手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合	
	ウ	効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）		手段別シートのいずれかの手段において、効率化（廃止を含む。）を図る必要がある場合	
	エ	簡素化する（規模を縮小する）		手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合	
	オ	統合する（類似事業を統合する）			
3 休止，廃止					
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止，廃止」の場合，記入する。）					

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点，改善すべき点
----------------------

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性
--------

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止，廃止」の場合に記入する。）

改善目標 （又は休止，廃止の方向性）	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

## 行政評価調査書

事務事業名	保育所保護者負担金滞納整理事務	評価初年度	平成 26 年度		
		担当部署名	幼児教育課		
		担当者名	長谷川 (内線232-9243)		
第6次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等		
大項目	市民と行政との協働による自主・自立した「みど」づくり	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項	
中項目	市民主体の行政運営の推進	2		4. 計画等 5. 特になし <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span>	
小項目	行財政改革の推進	3	名称	地方自治法231条の3	

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	— 年度	②事業の完了予定の有無 (有/無)	無	年度
③事業の概要 保育所保護者負担金を納期までに納めない個人に対し、督促、納付相談を行うことにより、歳入の確保を図る。				
④事業の目的				
ア【対象】誰を(何を)対象に 保育所保護者負担金滞納者(月別滞納累積件数)			対象者(平成26年5月31日) <span style="float: right;">3,564件</span>	
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	月別滞納累積件数(件)	説明	各月の滞納件数の累積件数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促状発送、催告書発送、納付相談、児童手当からの申出徴収、財産調査、給与差押事前予告の送付など				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 未納者から債権を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、ほかの納付者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 強制徴収公債権(地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの) 市税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 法律上認められていないため				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 収納率 (%)			成果指標 2 月別滞納累積件数 (件)		
	目標	実績	達成率 (%)	目標	実績	達成率 (%)
23 年度	92.2	91.9	99.7	未設定	3,727	
24 年度	92.5	92.3	99.8	未設定	3,637	
25 年度	92.8	92.8	100.0	未設定	3,564	
26 年度	93.1			未設定		
27 年度	93.4			未設定		
①目標値の根拠	25年度の目標から0.3%づつ向上させる					
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移（②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。）

	①行政コスト（②+③）（千円）		②事業費（千円）	③人件費（千円）			④単位当たりの行政コスト（①行政コスト/成果指標2）（千円）
		内訳（千円）		平均給与（千円）	人役（%）		
H 24					18,933		
決算	19,201	国県支出金	268	行政	8,368	200	5
		市債		技労			
		その他		嘱託			
		一般財源		19,201			
			臨時	0			
H 25					10,515		
決算	10,841	国県支出金	326	行政	8,306	100	3
		市債		技労			
		その他		嘱託			
		一般財源		10,841			
			臨時	0			
H 26					10,588		
予算	10,886	国県支出金	298	行政	8,306	100	
		市債		技労			
		その他		嘱託			
		一般財源		10,886			
			臨時	0			

### ⑤コスト削減の取組

--

4 1年目評価

(1) 1次評価 (内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

事務事業の評価	必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。
	/	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	/	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。		・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	/	④対象者のニーズが高い事業である。		・1-⑦必要性	
	/	⑤民間、NPO等に類似事業はない。		・1-⑩類似事業	
	合計			評価結果	A
	4	点			
	有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。		・2-成果指標	25年度に目標を達成
		②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。		・1-③有効性 ・2-成果指標	
		③成果指標の実績が目標に達している。		・2-成果指標	
		④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者		・別紙1 実施率	
		⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。		・1-⑥手段 ・別紙1 全体	
	合計			評価結果	A
	4	点			
	効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①効率性向上の余地はない。		・3-①行政コスト	
	②コスト削減への取組を実施している。		・3-⑤コスト削減の取組		
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)		・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	市が実施を義務付けられている。	
	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。		・1-⑩類似事業		
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。		・3-④単位当たりの行政コスト		
合計			評価結果	B	
1	点				

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
方向性		評価の考え方（滞納整理事務の場合）	
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
ア	主体を代える（実施主体を代える）		
イ	手段を改善する（実施の手段を代える）		手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
ウ	効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）		手段別シートのいずれかの手段において、効率化（廃止を含む。）を図る必要がある場合
エ	簡素化する（規模を縮小する）		手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
オ	統合する（類似事業を統合する）		
3 休止，廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止，廃止」の場合，記入する。） 滞納者に対し，庁内機関の協力を得ながら差押え等を実施する。			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点，改善すべき点

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止，廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止，廃止の方向性)	
-----------------------	--



6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

## 行政評価調書

事務事業名	市営住宅家賃等滞納整理事務	評価初年度	平成 26 年度
		担当部署名	都市計画部住宅課
		担当者名	斎藤 真宏 (内407)
第6次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり	4	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし
中項目	市民主体の行政運営の推進	2	
小項目	行財政改革の推進	3	名称 地方自治法第240条

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	S26 年度	②事業の完了予定の有無 (有/無)	無	年度
③事業の概要 市営住宅使用料を納期までに納めない入居者及び連帯保証人に対し、督促、催告、納付指導を行い、最終的には訴訟等を行い歳入の確保を図る。				
④事業の目的				
ア【対象】誰を(何を)対象に 市営住宅使用料滞納者及び連帯保証人			対象者 (平成26年4月1日) 1,423人	
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標 (市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	収納率 (%)	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	滞納者数 (人)	説明	各年度末における滞納者数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促、催告、納付指導、出頭要請、明渡請求、訴訟、和解、強制執行				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 滞納者から住宅使用料を確実に収納しないと、財源の確保が困難になるとともに、受益者負担の原則から他の居住者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業 (民間における類似事業、市が実施している類似事業) 非強制徴収債権 (強制徴収できないため、訴訟手続等が必要なもの) し尿処理手数料、農業集落排水施設使用料、水道料金等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 平成26年度から、指定管理者に市営住宅の入退去、維持、修繕、収納事務について委託を行っており、今後は、指定管理者との連携を図った対応を強化する。				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 収納率 (%)			成果指標 2 滞納者数 (人)		
	目標	実績	達成率 (%)	目標	実績	達成率 (%)
23 年度	58.2	56.6	97.3	未設定	1,409	
24 年度	58.2	57.4	98.6	未設定	1,440	
25 年度	58.2	57.2	98.3	未設定	1,423	
26 年度	59.2	/	0	未設定	/	/
27 年度	61.2	/	0	未設定	/	/
①目標値の根拠	実績に基づいた行革プラン 2013の目標値			滞納者数の目標は設定していません。		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移（②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。）

	①行政コスト (②+③) (千円)	②事業費 (千円)		③人件費 (千円)			④単位当たりの行政コスト (①行政コスト/成果指標2) (千円)	
		内訳 (千円)		平均給与 (千円)	人役 (%)			
H 23 決算	45,994	国県支出金	4,571	41,423			33	
		市債		行政	36,589	8,509		430
		その他		4,571	技労	0		
		一般財源		41,423	嘱託	4,834		2,197
H 24 決算	44,019	国県支出金	5,294	38,725			31	
		市債		行政	33,891	8,368		405
		その他		5,294	技労	0		
		一般財源		38,725	嘱託	4,834		2,197
H 25 決算	46,754	国県支出金	6,542	40,212			33	
		市債		行政	33,474	8,306		403
		その他		6,542	技労	0		
		一般財源		40,212	嘱託	6,738		2,209
H 26 予算	43,439	国県支出金	26,827	16,612			/	
		市債		行政	16,612	8,306		200
		その他		26,827	技労	0		
		一般財源		16,612	嘱託	0		
				臨時	0			

### ⑤コスト削減の取組

平成26年度より、指定管理者制度を導入し、前年度と比較して約330万円の経費削減。

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。
/	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
/	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。		・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
/	④対象者のニーズが高い事業である。		・1-⑦必要性	
/	⑤民間、NPO等に類似事業はない。		・1-⑨類似事業	
合計			評価結果	A
4	点			
有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。		・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。		・1-③有効性 ・2-成果指標	収納率の向上につながっているため。
	③成果指標の実績が目標に達している。		・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者		・別紙1 実施率	ほぼ対象者全員に実施しているため。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。		・1-⑥手段 ・別紙1 全体	督促から始まり、催告、納付指導、出頭要請と段階を踏まえて最終的には訴訟まで行っているため。
合計			評価結果	A
3	点			
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。		・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。		・3-⑤コスト削減の取組	指定管理者制度の導入
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)		・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。		・1-⑨類似事業	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。		・3-④単位当たりの行政コスト	
合計			評価結果	B
1	点			

事務事業の評価

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
方向性		評価の考え方（滞納整理事務の場合）	
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
	ア	主体を代える（実施主体を代える）	
	イ	○ 手段を改善する（実施の手段を代える）	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
	ウ	効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）	手段別シートのいずれかの手段において、効率化（廃止を含む。）を図る必要がある場合
	エ	簡素化する（規模を縮小する）	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
	オ	統合する（類似事業を統合する）	
3 休止，廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止，廃止」の場合，記入する。） 収納機会を増やすための，ゆうちょ銀行やコンビニでの収納の実施			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点，改善すべき点

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止，廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止，廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止, 廃止の方向性)	
------------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止, 廃止の方向性)	
------------------------	--

## 行政評価調書

事務事業名	農業集落排水施設使用料滞納整理事務	評価初年度	平成 26 年度		
		担当部署名	農業環境整備課		
		担当者名	森田 信行 (内線526)		
第6次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等		
大項目	市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項	
中項目	市民主体の行政運営の推進	2		4. 計画等 5. 特になし <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span>	
小項目	行財政改革の推進	3		名称	地方自治法第240条

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	H3 年度	②事業の完了予定の有無 (有/無)	無	年度
③事業の概要 農業集落排水施設使用料を納期までに納めない個人又は法人に対し、納付するように指導し、又は強制執行の手続き差押えや公売等を行うことにより、歳入の確保を図る。				
④事業の目的				
ア【対象】誰を(何を)対象に 農業集落排水施設使用料滞納者			対象者 (平成26年4月1日) <span style="float: right;">178人</span>	
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標 (市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標 1				
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標 2				
指標	滞納者 (件) 数	説明	各年度末における滞納者 (件) 数	
⑥手段 <span style="float: right;">【手段】</span> どのような手法により実施するのか。 督促, 催告, 再催告, 臨戸訪問				
⑦必要性 <span style="float: right;">【必要性】</span> どうして必要なのか。 未納者から債権を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、ほかの納付者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 <span style="float: right;">【有効性】</span> どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業 (民間における類似事業, 市が実施している類似事業) 非強制徴収債権 (強制徴収できないため、訴訟手続等が必要なもの) し尿処理手数料, 市営住宅, 水道料金				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 滞納整理事務にあたっては、市の適切な管理下にある状況で行わなければならない。				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 収納率 (%)			成果指標 2 滞納者数		
	目標	実績	達成率 (%)	目標	実績	達成率 (%)
23 年度	90.0	86.1	95.7	未設定	163	
24 年度	90.0	86.7	96.3	未設定	210	
25 年度	90.0	88.5	98.3	未設定	196	
26 年度	90.0		0	未設定		
27 年度	90.0		0	未設定		
①目標値の根拠	収納対策会議において27年度決算で収納率90%を目標設定			課内部での当面の目標		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移（②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。）

	①行政コスト（②+③）（千円）		②事業費（千円）	③人件費（千円）			④単位当たりの行政コスト（①行政コスト/成果指標2）（千円）
		内訳（千円）		平均給与（千円）	人役（%）		
H 23		国県支出金		6,808			
		市債		行政	6,808	8,509	80
		その他		技労	0		
決算	7,655	一般財源 7,655	847	嘱託	0		47
				臨時	0		
H 24		国県支出金		6,381			
		市債		行政	4,184	8,368	50
		その他		技労	0		
決算	6,992	一般財源 6,992	611	嘱託	2,197	2,197	100
				臨時	0		33
H 25		国県支出金		6,362			
		市債		行政	4,153	8,306	50
		その他		技労	0		
決算	8,696	一般財源 8,696	2,334	嘱託	2,209	2,209	100
				臨時	0		44
H 26		国県支出金		6,435			
		市債		行政	4,153	8,306	50
		その他		技労	0		
予算	7,521	一般財源 7,521	1,086	嘱託	2,282	2,282	100
				臨時	0		#VALUE!

⑤コスト削減の取組  
口座振替の利用促進



4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

事務事業の評価	必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	債権については、督促、強制執行等必要な措置をとらなければならないため（自治法第240条）
	/	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	/	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	/	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	
	/	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑩類似事業	
	合計		評価結果	A
	4	点		
	有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
	○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	収納率の向上につながっているため
		③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
	○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者（※）が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	対象者全員に対して、滞納整理を行っているため
	○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-⑥手段 ・別紙1 全体	滞納者の実情を把握し、その実情に即した処理を適切に行っているため
	合計		評価結果	A
3	点			
効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	最小のコストに抑えながら、効率的に行っているため	
	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組		
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察		
	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業		
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト		
合計		評価結果	A	
4	点			

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	
方向性		評価の考え方（滞納整理事務の場合）	
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
	ア	主体を代える（実施主体を代える）	
	イ	手段を改善する（実施の手段を代える）	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
	ウ	効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）	手段別シートのいずれかの手段において、効率化（廃止を含む。）を図る必要がある場合
	エ	簡素化する（規模を縮小する）	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
	オ	統合する（類似事業を統合する）	
3 休止，廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止，廃止」の場合，記入する。）			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点，改善すべき点

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止，廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止，廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

## 行政評価調書

事務事業名	下水道使用料滞納整理事務	評価初年度	平成 26 年度	
		担当部署名	下水道管理課	
		担当者名	洞内 裕史 (内線455)	
第6次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等	
大項目	市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	市民主体の行政運営の推進	2		4. 計画等 5. 特になし
小項目	行財政改革の推進	3		1
			名称	地方自治法第231条の3

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	S49 年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 下水道使用料の滞納について、法令に基づく手続きのほか、納付催告を行い、歳入の確保を図る。				
④事業の目的				
ア【対象】誰を(何を)対象に 下水道使用料の滞納			対象(平成25年度決算) 29,569件	
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納をなくす。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	下水道使用料滞納件数	説明	各年度末における滞納件数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 下水道使用料は、水戸市事務委任規則に基づき、水戸市水道事業管理者が水道料金とあわせて徴収している。法律に基づく督促後でも完納しないものに対しては、催告、管外徴収、給水停止、納付相談、臨戸訪問などの手段により、歳入の確保を図る。				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 ・滞納が生じると財源が確保されず、下水道事業の維持に支障をきたす。 ・ほかの使用者に対して公平性を保てない。 ・地方自治法、水戸市債権管理条例及び水戸市財務規則の定めによる。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 強制徴収公債権(地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの) 市税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保護者負担金、下水道使用料等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 督促状の印刷・発送業務や、催告については、現在、水道事業管理者より民間業者に委託している。				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 収納率 (%)			成果指標 2 滞納件数 (件)		
	目標	実績	達成率 (%)	目標	実績	達成率 (%)
23 年度	93.3	93.5	100.2	未設定	33,336	
24 年度	93.5	93.7	100.2	未設定	34,685	
25 年度	93.7	94.8	101.1	未設定	29,569	
26 年度	93.9			未設定		
27 年度	94.1			未設定		
①目標値の根拠	毎年度0.2%の向上					
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移（②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。）

	①行政コスト (②+③) (千円)	②事業費 (千円)		③人件費 (千円)		④単位当たりの行政コスト (①行政コスト/収入件数) (千円)	
		内訳 (千円)		平均給与 (千円)	人役 (%)		
H 23 決算	175,105	国県支出金	166,596	行政	8,509	0.367 収入件数	
		市債		8,509	8,509		100
		その他		0			
		一般財源		0			
				嘱託	0		
				臨時	0	476,781	
H 24 決算	174,999	国県支出金	166,631	行政	8,368	0.355 収入件数	
		市債		8,368	8,368		100
		その他		0			
		一般財源		0			
				嘱託	0		
				臨時	0	492,477	
H 25 決算	179,093	国県支出金	170,787	行政	8,306	0.347 収入件数	
		市債		8,306	8,306		100
		その他		0			
		一般財源		0			
				嘱託	0		
				臨時	0	516,139	
H 26 予算	182,314	国県支出金	174,008	行政	8,306		
		市債		8,306	8,306		100
		その他		0			
		一般財源		0			
				嘱託	0		
				臨時	0		

※上記行政コストには、滞納整理事務だけではなく、通常収入にかかるコストも含む。

⑤コスト削減の取組

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

事務事業の評価	必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。
		②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
		③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。		・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
		④対象者のニーズが高い事業である。		・1-⑦必要性	
		⑤民間、NPO等に類似事業はない。		・1-⑨類似事業	
	合計			評価結果	A
	4	点			
	有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。		・2-成果指標	
	○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。		・1-⑧有効性 ・2-成果指標	収納率の向上につながっているため。
	○	③成果指標の実績が目標に達している。		・2-成果指標	収納率について成果指標の実績が目標に達しているため。
	○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者（※）が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者		・別紙1 実施率	特定の者に偏らずに、手続きを進めているため。
		⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。		・1-⑥手段 ・別紙1 全体	
	合計			評価結果	A
3	点				
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
○	①効率性向上の余地はない。		・3-①行政コスト	水道料金とあわせて徴収しているため。	
	②コスト削減への取組を実施している。		・3-⑤コスト削減の取組		
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）		・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察		
	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。		・1-⑨類似事業		
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。		・3-④単位当たりの行政コスト		
合計			評価結果	A	
4	点				

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	
方向性		評価の考え方（滞納整理事務の場合）	
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
	ア	主体を代える（実施主体を代える）	
	イ	手段を改善する（実施の手段を代える）	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
	ウ	効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）	手段別シートのいずれかの手段において、効率化（廃止を含む。）を図る必要がある場合
	エ	簡素化する（規模を縮小する）	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
	オ	統合する（類似事業を統合する）	
3 休止，廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止，廃止」の場合，記入する。）			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点，改善すべき点
----------------------

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性
--------

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止，廃止」の場合に記入する。）

改善目標 （又は休止，廃止の方向性）	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--



## 行政評価調書

事務事業名	水道料金滞納整理事務	評価初年度	平成 26 年度
		担当部署名	水道部料金課
		担当者名	田山 (内線483)
第6次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり	4	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 1 名称 地方自治法第240条
中項目	市民主体の行政運営の推進	2	
小項目	行財政改革の推進	3	

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	— 年度	②事業の完了予定の有無 (有/無)	無	年度
③事業の概要 水道料金及び下水道使用料を納期までに納めない個人又は法人に対し、納付するように指導するとともに、給水停止等を行うことにより、歳入の確保を図る。				
④事業の目的				
ア【対象】誰を(何を)対象に 水道料金滞納者(滞納件数)			対象件数(平成26年3月31日) 53,640件	
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	滞納者(滞納件数)	説明	各年度末における滞納件数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促、催告、管外徴収、給水停止、納付相談、臨戸訪問など。				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 未納者から債権を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供や、水道施設の維持、管理及び更新等が困難になる。また、ほかの納入者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 非強制徴収債権(強制徴収できないため、訴訟手続等が必要なもの) し尿処理手数料、市営住宅、農業集落排水施設使用料				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 専門的なノウハウを持つ民間業者へ、滞納整理事務を含め、包括委託を行ったほうが効率的と判断し、委託をした。結果的に、収納率の向上につながっている。				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 収納率 (%)			成果指標 2 滞納件数 (件)		
	目標	実績	達成率 (%)	目標	実績	達成率 (%)
23 年度	92.80	94.01	101.3	未設定	55,872	
24 年度	93.30	94.41	101.2	未設定	53,263	
25 年度	94.50	94.54	100.0	未設定	53,640	
26 年度	94.65			未設定		
27 年度	94.80			未設定		
①目標値の根拠	平成21年度収納率が91.95%であったのに対し、同規模自治体等の平均収納率が92.30%であった。その平均収納率を平成22年度の目標値に設定し、以降の年度において毎年0.5%増、最終的に平成27年度に94.80%の達成を目標とした。その方針によれば、平成25年度目標値は93.80%となるが、平成24年度において収納率94.41%を達成したため、前年度実績値を上回るよう平成25年度以降の目標値の見直しを行い、目標達成へ向けて更なる収納率の向上を図った。					
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移（②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。）

	①行政コスト（②+③）（千円）		②事業費（千円）	③人件費（千円）		④単位当たりの行政コスト（①行政コスト/収入件数）（千円）		
	内訳（千円）			平均給与（千円）	人役（%）			
H 23				68,072		0.441 収入件数 796,967		
決算	国県支出金		283,490	行政	68,072		8,509	800
	市債			技労	0			
	その他			嘱託	0			
	一般財源	351,562	臨時	0				
	351,562			58,576		0.424 収入件数 808,418		
H 24			283,880	行政	58,576		8,368	700
決算	国県支出金			技労	0			
	市債			嘱託	0			
	その他		臨時	0				
	一般財源	342,456		41,530		0.413 収入件数 814,483		
H 25			295,111	行政	41,530		8,306	500
決算	国県支出金			技労	0			
	市債			嘱託	0			
	その他		臨時	0				
	一般財源	336,641		33,224		400		
H 26			309,442	行政	33,224		8,306	400
予算	国県支出金			技労	0			
	市債			嘱託	0			
	その他		臨時	0				
	一般財源	342,666						
	342,666							

※上記行政コストには、滞納整理事務だけではなく、通常収入にかかるコストも含む。

### ⑤コスト削減の取組

包括委託を行った結果、人件費削減の効果があった。

4 1年目評価

(1) 1次評価 (内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。
/	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	/
/	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。		・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	/
/	④対象者のニーズが高い事業である。		・1-⑦必要性	/
/	⑤民間、NPO等に類似事業はない。		・1-⑨類似事業	/
合計			評価結果	A
4	点			
有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。		・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。		・1-⑧有効性 ・2-成果指標	収納率の向上につながっているため。
○	③成果指標の実績が目標に達している。		・2-成果指標	収納率について成果指標の実績が目標に達しているため。
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者		・別紙1 実施率	滞納整理事務要項に則り行っているため。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。		・1-⑥手段 ・別紙1 全体	滞納整理事務要項に則り行っているため。
合計			評価結果	A
4	点			
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。		・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。		・3-⑤コスト削減の取組	包括業務委託及び定数削減により、人件費が削減されたため。
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)		・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	現在、民間委託を実施しているため。
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。		・1-⑨類似事業	下水道使用料徴収について、受託しているため。
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。		・3-④単位当たりの行政コスト	
合計			評価結果	A
3	点			

事務事業の評価

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	
方向性		評価の考え方（滞納整理事務の場合）	
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
	ア	主体を代える（実施主体を代える）	
	イ	手段を改善する（実施の手段を代える）	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
	ウ	効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）	手段別シートのいずれかの手段において、効率化（廃止を含む。）を図る必要がある場合
	エ	簡素化する（規模を縮小する）	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
	オ	統合する（類似事業を統合する）	
3 休止，廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止，廃止」の場合，記入する。）			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点，改善すべき点

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止，廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止，廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

## 行政評価調書

事務事業名	墓地公園管理運営事務	評価初年度	平成 25 年度
		担当部署名	市民環境部衛生管理課
第5次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	人と自然が共生し快適に暮らせるまちづくり	2	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 1, 2 名称 墓地、埋葬等に関する法律 水戸市墓地等の経営の許可等に関する条例 水戸市公園墓地条例及び施行規則
中項目	快適な生活環境の実現	2	
小項目	霊園の整備	7	

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	<small>昭和S26 浜見台S47</small>	年度	②事業の完了予定の有無 (有/無)	無	年度
③事業の概要 浜見台霊園内に管理事務所を置き、浜見台霊園及び堀町公園墓地の巡回及び清掃・低木剪定、納骨 手続、墓籍簿管理等事務、墓石工事受付及び竣工検査等を行う。					
④事業の目的 【対象】誰を(何を)対象に 全市民					
対象を表す数値 269, 636人 (平成25年4月1日現在 水戸市の常住人口)					
【理想像】どのような状態にしたいのか。 施設の安定的運営に努めるとともに、市民の墓地需要に対して適切な供給を図り、墓地使用者 及び墓参者にとって、故人を偲び自らも安らぎを得られる場とする。					
⑤成果指標 (市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)					
成果指標 1					
指標	公園墓地の全区画面積	説明	市が設置している公園墓地の全区画面積 浜見台霊園 (6,761区画)、堀町公園墓地(749区画)の全区画面積 47,582㎡		
成果指標 2					
指標	待機者数	説明	遺骨を自宅等に安置する者で、公園墓地の使用を希望しているが、空き区画がないため、使用可能区画の発生を待っている者の数		
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 霊園の適正管理に努めるとともに、墓地使用の待機者の解消に向け墓地区画の増設等を行う。 平成25,26年度 浜見台霊園において、墓地区画を増設し、約400基(1,600㎡)を供給予定。 (平成22年度から墓地返還促進事業を実施、返還された墓地を希望者に提供している。)					
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 墓地の経営主体については、永続性及び非営利性の確保の観点から、地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情であっても宗教法人等に限られている。					
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 公営墓地は、宗旨や宗派などの宗教的な制約がなく利用でき、また、市民の需要に応じた計画的な墓地の供給及び施設の安定的運営が可能である。					
⑨類似事業 (民間における類似事業、市が実施している類似事業) 公園墓地事業は地方公共団体以外には実施できないが、民間における類似事業として、宗教法人が経営している寺院墓地、地縁に基づいて形成された団体が経営している共同墓地等がある。					
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 民間が実施した場合、費用対効果の面で有効と思われるが、運営にあたっては、個人情報が多く含まれる墓籍簿の適正管理や突発的な苦情等に対する迅速な対応など、墓地管理業務の特殊性 (高い倫理性や市民が安心して利用できる体制づくり等) を考慮する必要がある。					

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 公園墓地の全区画面積 (㎡)			成果指標 2 待機者数 (人)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21 年度	設定困難	47,094	#VALUE!	0	0	#DIV/0!
22 年度	設定困難	47,582	#VALUE!	0	38	#DIV/0!
23 年度	設定困難	47,582	#VALUE!	0	76	#DIV/0!
24 年度	設定困難	47,582	#VALUE!	0	110	#DIV/0!
25 年度	48,754	48,754		0	158	#DIV/0!
26 年度	49,218			0		
①目標値の根拠	47,606㎡+1,612㎡(403区画増設面積) =49,218㎡			・H22年度から墓地返還促進事業を実施 ・H25,26年度に墓地増設,順次供給予定		
②数値で表せない効果	市営霊園以外に宗教法人等の経営する墓地もあるが、永続性や安定性の問題、宗教・宗派へのこだわりがあることから市営霊園を希望する市民が多い。					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移

	①行政コスト (②+③) (千円)		②事業費 (千円)	③人件費 (千円)			④単位当たりの行政コスト (①行政コスト/成果指標1実績) (円)			
		内訳 (千円)		平均給与 (千円)	人役 (%)					
H 23	34,700	国県支出金	17,038	17,662			729			
決算		市債		17,662	行政	8,509		8,509	100	
		その他			34,700	技労		7,505	7,505	100
		一般財源				嘱託		1,648	2,197	75
						臨時		0		
H 24	35,166	国県支出金	17,096	18,070			739			
決算		市債		18,070	行政	8,368		8,368	100	
		その他			35,166	技労		7,505	7,505	100
		一般財源				嘱託		2,197	2,197	100
						臨時		0		
H 25	35,991	国県支出金	17,624	18,367			738			
決算		市債		18,367	行政	8,306		8,306	100	
		その他			35,991	技労		7,852	7,852	100
		一般財源				嘱託		2,209	2,209	100
						臨時		0		
H 26	36,833	国県支出金	18,393	18,440						
予算		市債		18,440	行政	8,306		8,306	100	
		その他			36,833	技労		7,852	7,852	100
		一般財源				嘱託		2,282	2,282	100
						臨時		0		

⑤コスト削減の取組

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	水戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条(経営の許可の要件)
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。		・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	公園墓地は市民生活にとって必要なもので公共的な施設であり、地方公共団体が墓地経営することは重要な市民サービスである。
○	④対象者のニーズが高い事業である。		・1-⑦必要性	空きが無い状況にあり、平成24年度末で待機者が110名いる。
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。		・1-⑩類似事業	
合計			評価結果	A
3	点			
有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。		・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。		・1-⑩有効性 ・2-成果指標	市民の需要に応じた計画的な墓地の供給及び施設の安定的運営ができる。
	③成果指標の実績が目標に達している。		・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。		・2-成果指標	宗旨や宗派などの宗教的な制約がなく利用できる。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。		・1-④事業の目的 ・2-成果指標	水戸市第5次総合計画3か年実施計画に基づき実施している。
合計			評価結果	A
3	点			
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。		・3-①行政コスト	
	②コスト削減への取組を実施している。		・3-⑥コスト削減の取組	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)		・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	公園墓地事業に関しては、民間やNPOは実施できない。
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。		・1-⑩類似事業	市の事務事業で類似したものは無い。
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。		・3-④単位当たりの行政コスト	
合計			評価結果	B
2	点			

事務事業の評価



イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	ウ
<p>1 現状のまま継続                  2 見直しの上で継続                    ア 主体を代える（実施主体を代える）                    イ 手段を改善する（実施の手段を代える）                    ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる）                    エ 簡素化する（規模を縮小する）                    オ 統合する（類似事業を統合する）                  3 休止、廃止</p>			
<p>②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）</p> <p>課題                  平成25,26年度の墓地増設(400基)により、園内の巡回管理・清掃(共有部分)・墓地内施工届受付及び竣工検査等の増。</p> <p>解決方法                  組織の見直しをして(公園墓地管理事務所を衛生管理課管理係に統合等)、職員給与費等を削減し、事務の効率化を図る。</p> <p>〔備考〕                  (これまでの主な取り組み)                  ・平成19年度から霊園内通路の安全確保のため、年次計画により、開口している道路側溝に蓋をかけ車両事故防止等に努めている。                  ・平成21年度から霊園利用者(高齢者)の利便性向上を図るために、お盆とお彼岸に借上げバスにて墓参者の送迎を行っている。                  ・平成22年度から墓地返還促進事業を実施し、使用されていない墓地区画の返還を促進し、早急に墓地を必要とする者へ提供を実施している。                  ・平成25年度、霊園入口付近の駐車場内に新たなトイレを設置し、利用者の利便性を図り公衆衛生の向上に努める。</p> <p>※ 今後も公園墓地利用者や墓参者の利便性やサービス向上を継続的に図っていく。なお、指定管理者制度等の導入については、十分慎重に検討を要する。</p>			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
 公園墓地は、墓地の安定的な管理運営に努めるとともに、墓地使用者及び墓参者が安心して墓地を利用できるように設置されている施設である。  
 施設の効率的な管理については、組織の統合を行うなどの効率的な管理も検討するべきである。また、少子・高齢化及び核家族化が進み、家族のあり方やライフスタイルも変化してきている状況に鑑み、無縁墓地への対応が今後とも必要になってくると考えられる。そのため、1次評価の「見直しの上で継続(効率化を図る)」は妥当である。  
 なお、実施しているお盆・彼岸の際の循環バスの運行など、利用者の利便性の向上に向けた取組について、今後も積極的に進めることが重要である。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
 公園墓地は、墓地の安定的な管理運営に努めるとともに、墓地使用者及び墓参者が安心して墓地を利用できるように設置されている施設である。  
 施設管理の効率化を図るため、組織の統合を行うなど、体制の効率化について検討を進めることとし、「見直しの上で継続(効率化を図る)」とする。  
 また、巡回バスなどのサービスについて効果検証を行うなど、利用者の利便性向上に向けた検討については、継続的に進めることとする。

5 1年目改善目標 (1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	施設管理の効率化を図るため、組織の見直しの検討を行う。 また、利用者の利便性を高めていくため、巡回バスについて、アンケート調査による効果検証などを行う。
-----------------------	---

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
施設管理の効率化を図るため、体制の効率化について、他市の事例を含め調査検討中である。  
また、巡回バスなどのサービスについて効果検証を行うため、今年度、お盆、お彼岸時にアンケート調査を実施予定である。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

## 行政評価調書

事務事業名	斎場管理運営事務	評価初年度	平成 25 年度
		担当部署名	衛生管理課 斎場
		担当者名	古川 栄次 251-2685
第5次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	人と自然が共生し快適に暮らせるまちづくり	2	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 1・2 名称 墓地、埋葬等に関する法律 市斎場条例及び施行規則
中項目	快適な生活環境の実現	2	
小項目	斎場の整備	7	

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	52 年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度
③事業の概要 公衆衛生の向上及び市民の福祉増進を図るため、斎場を設置し以下のような業務を行っている。 火葬許可を受けた遺体の火葬業務 通夜式・告別式を行うための式場及び待合室の貸出し業務 式場及び火葬施設の維持管理業務				
④事業の目的 【対象】誰を（何を）対象に 全市民（市外利用者も可）				
対象を表す数値 269, 636人（平成25年4月1日現在 水戸市の常住人口）+ α（本市以外の住民で利用を希望する者）				
【理想像】どのような状態にしたいのか。 本格的な高齢化社会の到来に伴う火葬件数の増加など、多様化する利用者ニーズに対応した施設の管理運営が行われている状態。				
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）				
成果指標 1				
指標	火葬件数	説明	年間火葬件数	
成果指標 2				
指標	式場及び待合室使用件数	説明	年間式場及び待合室使用件数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 御霊となられた遺体を火葬する。（日最大 11件） 通夜や葬儀の式場及び待合室を提供する。（通夜及び葬儀 日最大 9件） 年次的に施設や設備の改修を行う。				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 市内では他に火葬場がなく、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要不可欠である。 また、火葬場と併設した式場は、利用者の利便性から必要である。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 市民の火葬需要に適切に対応することで、公衆衛生の向上及び市民の福祉増進に寄与する。 火葬場に式場を併設するなど、市民の多様化するニーズに対応し、利用者の利便性向上を図っている。				
⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業） 火葬業務については、市内では市斎場以外に業務を行う施設はない。 葬送儀礼については、民間葬祭業者の式場施設がある。				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 民間のノウハウを活用し、市民の多様なニーズに応じた要員配置が可能になるものと考察されるが、一方で火葬業務は、遺族にとって最後のお別れの場であり、業務の性質上馴染まない面があるものと考察される。				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1			成果指標 2		
	火葬件数（件）			式場及び待合室使用件数（件）		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21 年度	2,250	2,372	105.4222	4,150	4,160	100.241
22 年度	2,250	2,559	113.7333	4,150	4,552	109.6867
23 年度	2,350	2,690	114.4681	4,200	4,458	106.1429
24 年度	2,350	2,549	108.4681	4,200	4,202	100.0476
25 年度	2,500	2,656	106.240	4,250	4,208	99.0118
26 年度	2,500			4,250		
①目標値の根拠	火葬件数の実績から算出			式場等の使用件数の実績から算出		
②数値で表せない効果	市内で唯一の火葬業務を執行している。					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移（行政コスト内訳は別紙のとおり）

### ① 火葬に係る行政コストの推移

	①行政コスト（②+③）（千円）		②事業費（千円）	③人件費（千円）			④単位当たりの行政コスト（①行政コスト/成果指標1実績）	
	内訳（千円）			平均給与（千円）	人役（%）			
H 23 決算	国県支出金		19,377	40,402			22,223	
	市債			行政	5,531	8,509		65
	その他	19,817		技労	33,773	7,505		450
	一般財源	39,962		嘱託	1,099	2,197		50
				臨時	0			
59,779								
H 24 決算	国県支出金		21,483	40,310			24,242	
	市債			行政	5,439	8,368		65
	その他	19,226		技労	33,773	7,505		450
	一般財源	42,567		嘱託	1,099	2,197		50
				臨時	0			
61,793								
H 25 決算	国県支出金		26,013	41,837			25,546	
	市債			行政	5,399	8,306		65
	その他	20,340		技労	35,334	7,852		450
	一般財源	47,510		嘱託	1,105	2,209		50
				臨時	0			
67,850								
H 26 予算	国県支出金		29,009	42,345			#REF!	
	市債			行政	5,399	8,306		65
	その他	20,170		技労	35,334	7,852		450
	一般財源	51,184		嘱託	1,141	2,282		50
				臨時	471	1,883		25
71,354								
⑤コスト削減の取組 照明器具の間引き点灯による節電								

②式場における行政コストの推移

	①行政コスト(②+③) (千円)		②事業費 (千円)	③人件費 (千円)			④単位当たりの行政コスト (①行政コスト/成果指標2実績)		
	内訳 (千円)			平均給与 (千円)	人役 (%)				
H 23	46,502	国県支出金	29,065	17,437			10,431		
決算		市債		行政	11,487	8,509		135	
		その他 42,570			技労	3,753		7,505	50
		一般財源 3,932			嘱託	2,197		2,197	100
					臨時	0			
H 24	49,471	国県支出金	32,225	17,246			11,773		
決算		市債		行政	11,297	8,368		135	
		その他 39,524			技労	3,753		7,505	50
		一般財源 9,947			嘱託	2,197		2,197	100
					臨時	0			
H 25	52,824	国県支出金	35,476	17,348			12,553		
決算		市債		行政	11,213	8,306		135	
		その他 38,370			技労	3,926		7,852	50
		一般財源 14,454			嘱託	2,209		2,209	100
					臨時	0			
H 26	50,128	国県支出金	31,765	18,363			#DIV/0!		
予算		市債		行政	11,213	8,306		135	
		その他 40,743			技労	3,926		7,852	50
		一般財源 9,385			嘱託	2,282		2,282	100
					臨時	942		1,883	50

⑤コスト削減の取組

照明器具の間引き点灯による節電

4 1年目評価

(1) 1次評価 (内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

事務事業の評価	必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	墓地、埋葬等に関する法律第4条第2項 火葬は、火葬場以外で行ってはならない
	○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	市内唯一、火葬業務を行っている
	○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	市内唯一、火葬業務を行っている
		⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	
	合計		評価結果	A
	3	点		
	有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	市民福祉増進に寄与	
○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標		
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	市内・市外問わず申請がある	
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標		
合計		評価結果	A	
4	点			
効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト		
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	業務に支障のない範囲での節電対策	
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察		
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	畜場は単独施設である	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト		
合計		評価結果	B	
2	点			

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
1 現状のまま継続 2 見直しの上で継続 ア 主体を代える（実施主体を代える） イ 手段を改善する（実施の手段を代える） ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる） エ 簡素化する（規模を縮小する） オ 統合する（類似事業を統合する） 3 休止、廃止			

②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。） 1 新しい斎場の整備に合わせて、指定管理者制度等の導入について検討する。 2 市民の要望に対しては、継続して応えていくことで、市民サービスの向上に努める。  【備考】 （これまでの主な取り組み） ・火葬業務については、冬季の繁忙時において、1日当たり最大受入れ件数を11件から12件に増やして柔軟な対応を実施。 ・各待合室に、和室用のイスを設置し、利用者（高齢者）の利便性を図る。 ・式場における生花等の数の制限について緩和を実施。（各式場3対から、第1式場18基、第2式場
--

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点 斎場は、遺体の火葬及び通夜等のための式場の貸出しを行い、公衆衛生の向上及び市民の福祉増進に寄与するために設置されている施設である。 斎場は、多くの市民が利用する施設であり、また、安定した運営が求められる点からも行政が担う役割は大きい。式場業務など民間の持つノウハウを活用することで、一層のサービスの向上が見込まれる業務については、委託化等の検討を行うべきである。そのため、一次評価の「見直しの上で継続(手段を改善する。)」は妥当である。 なお、施設の老朽化が進んでいるので、清掃等の施設管理を十分
--

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性 斎場は、遺体の火葬及び通夜等のための式場の貸出しを行い、公衆衛生の向上及び市民の福祉増進に寄与するために設置されている施設である。 行政評価委員会から「式場業務など民間の持つノウハウを活用することで、一層のサービスの向上が見込まれる業務については、委託化等の検討を行うべきである。」という意見が出されていること、また、他市においても、式場業務及び火葬業務に委託を導入している事例があることから、管理運営手法について検討を行う必要がある。 そのため、市民サービスの維持・向上及び効果的な運営に向け、民
---

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 （又は休止、廃止の方向性）	施設の管理運営について、本館の耐震化補強工事に合わせて、施設・設備の充実を図り、利用者のサービス向上に努める。 また、他市町村の状況調査を実施するなど、民間活力活用の検討を行う。
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
施設管理に当たっては、今年度、本館耐震化補強工事に合わせてオムツ替えスペースを兼ねた授乳室の整備、本館1階の男女和式トイレの洋式化などの整備を行い施設の充実を図る。  
また、管理運営手法については、他市の事例を含め調査検討中である。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--



## 行政評価調書

事務事業名	内原高齢者センター管理運営事務	評価初年度	平成 25 年度
		担当部署名	高齢福祉課
第 5 次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	思いやり、助け合い、安らぎの心を育むまちづくり	3	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 2 名称 水戸市内原高齢者センター条例 水戸市内原高齢者センター条例施行規則
中項目	ともに支えあう福祉社会の現実	1	
小項目	高齢者支援の充実	2	

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	平成 2 年度	②事業の完了予定の有無 (有/無)	無	年度
③事業の概要 高齢者の生きがいがづくりの推進と健康及び福祉の増進を図るため、内原高齢者センターを設置しており、その管理運営を行う。				
④事業の目的 【対象】誰を(何を)対象に ・本市に居住する者で60歳以上の者 ・高齢者相互及び世代間の交流の推進を図る者及び団体				
対象を表す数値	市内に居住する60歳以上の方80,938人			
【理想像】どのような状態にしたいのか。 スポーツ活動を中心とした健康づくり、高齢者相互及び世代間の交流等の推進を図ることで高齢者が健康で生き生きと生活ができる状態。				
⑤成果指標 (市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標 1				
指標	施設利用者数	説明	センター利用者の延べ人数	
成果指標 2				
指標	自主事業実施回数	説明	高齢者クラブ等が企画・立案し、実施するイベント等の回数 (例)高齢者クラブ内原ブロック運動部ゲートボール、グラウンドゴルフ等の練習会、月例競技会及びルール習得、競技力向上講習会など	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 ・内原地区高齢者クラブ連合会と連携した自主事業を実施し、利用促進を図る。 ・高齢者への健康づくり講座等を実施している団体との協働事業として、教室や講座の開催を図る。				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 ・内原地区の高齢者が健康づくりや教養の向上を図るための場所が必要である。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 ・運動場に隣接しており、スポーツを中心とした高齢者の生きがいがづくりや仲間づくりの拠点となっている。				
⑨類似事業 (民間における類似事業、市が実施している類似事業) ・健康づくりや教養の向上を図るための教室や講座等の事業は、内原地区においては他に内原中央公民館で行っている。				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 ・規模が小さく人員の配置はない。併設する浴場や娯楽施設などもないが、地区高齢者のニーズを取り入れた自主事業の開催が可能かと考えられる。				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1			成果指標 2		
	施設利用者数 (人数/年)			自主事業実施回数 (回/年)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21 年度	6000	6560	109.33	150	177	118.00
22 年度	6000	5190	86.50	150	152	101.33
23 年度	6000	2265	37.75	150	78	52.00
24 年度	6000	6420	107.00	150	190	126.67
25 年度	6000	6660	111.00	150	201	134.00
26 年度	6000			150		
①目標値の根拠	高齢者クラブ運動部所属会員の活動予定回数と会員数からの設定			高齢者クラブ運動部所属会員等の活動回数から設定		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移（行政コスト内訳は別紙のとおり）

	①行政コスト（②+③）（千円）		②事業費（千円）	③人件費（千円）		④単位当たりの行政コスト（①行政コスト/成果指標1実績）（円）	
		内訳（千円）		平均給与（千円）	人役（%）		
H 23				681			
決算	2,155	国県支出金	1,474	行政	681	8,509	8
		市債		0			
		その他		47			
		一般財源		2,108			
H 24				669			
決算	1,869	国県支出金	1,200	行政	669	8,368	8
		市債		0			
		その他		99			
		一般財源		1,770			
H 25				664			
決算	1,869	国県支出金	1,205	行政	664	8,306	8
		市債		0			
		その他		106			
		一般財源		1,763			
H 26				664			
予算	1,926	国県支出金	1,262	行政	664	8,306	8
		市債		0			
		その他		100			
		一般財源		1,161			
							#DIV/0!

⑤コスト削減の取組

・常駐職員は配置せず、シルバー人材センターへ管理業務委託を行っている。

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

事務事業の評価	必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	水戸市内原高齢者センター条例及び同施行規則により設置・運営を行っている
	○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	内原地区の高齢者の生きがいがづくりや健康づくりのための拠点として、高齢者全般に必要とされている
	○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	介護予防を進めるうえでも、高齢者の健康づくりは、必要な事業となっている
		⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑩類似事業	
	合計		評価結果	A
	3	点		
	有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	現在の施設規模において、高齢者の生きがいがづくり等を実施できる最大の利用及び実施回数となっている。
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	高齢者の生きがいがづくりや健康づくりの拠点として有効である	
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標		
	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標		
	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標		
合計		評価結果	A	
4	点			
効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	常駐職員の配置はなく、施設の管理経費の委託料のみとなっている。	
	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組		
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察		
	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑩類似事業		
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト		
合計		評価結果	A	
4	点			

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
1 現状のまま継続 2 見直しの上で継続 ア 主体を代える（実施主体を代える） イ 手段を改善する（実施の手段を代える） ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる） エ 簡素化する（規模を縮小する） オ 統合する（類似事業を統合する） 3 休止、廃止		
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）		

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
 内原高齢者センターは、高齢者の生きがいがづくりの推進と健康及び福祉の増進を図るために設置されている施設である。  
 実際にセンターを利用している者が内原地区の住民に限られていることから、市民全体が利用するように、機会をとらえて積極的な周知を図るとともに、世代間や他地区との交流を行うなど、利用者の拡大に努めるべきである。そのため、1次評価の「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。  
 また、施設の老朽化が進んでいることから、清掃等の施設管理を十分に行うとともに、講座利用の多い内原中央公民館との効果的な連携においても検討するべきである。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
 内原高齢者センターは、高齢者の生きがいがづくりの推進と健康及び福祉の増進を図るために設置されている施設である。  
 行政評価委員会から「実際にセンターを利用している者が内原地区の住民に限られていることから、市民全体が利用するように、機会をとらえて積極的な周知を図る」ことについて意見が出されており、また、世代間交流や他地区との交流を促進する必要があるため、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。  
 また、利用促進に向け、清掃等における適切な施設管理に努めるとともに、他施設との連携についても検討を進めることとする。

5 1年目改善目標 (1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	内原地区の高齢者利用に限らず、広く市民全体の利用促進を図るため、ホームページやお年寄り便利帳等を活用し、積極的な周知を図る。 また、内原中央公民館等と連携し、多世代交流及び地域交流事業等を実施する。 さらに、施設の清掃など、適切な管理に努める。
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
市ホームページやお年寄り便利帳等を活用し、市民全体への周知活動を行った結果、全市民を対象とした高齢者向けパソコン講座が開催されるなど、内原地区以外の市民や団体の利用促進が図られている。また、定期清掃を行っているほか、本年度は畳の入れ替えを行うなど、適切な施設管理に努めている。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

## 行政評価調書

事務事業名	ふるさと農場管理運営事務	評価初年度	平成 25 年度
		担当部署名	農政課ふるさと農業センター
第5次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	元気で活力にあふれ、人が生き生きと交流するまちづくり	1	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 2 名称 水戸市ふるさと農場条例
中項目	活力あふれる産業の振興	2	
小項目	農林水産業の振興	3	

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	平成8年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要				
<p>農作物の栽培体験の場を提供することにより、農業に対する理解を深め、健康的でゆとりのある市民生活に寄与するため、ふるさと農場を設置し、農作物の栽培体験に必要な情報の提供や農業者との交流その他農業に対する理解を深めるための事業に関することを実施する。</p> <p>なお、農場用地(農地)の地主等地元農家が組織する管理クラブと連携し運営することで、農地の保全と農村の活性化を図る。</p> <p>参考/区画数：約50㎡×200区画。(うち貸農園区画140区画、年間使用料400円/㎡。体験農園60区画、収穫体験・農業ヘルパー研修などを実施)</p> <p>施設：ガーデンセンター(研修室、調理室、シャワー室等)、農機具保管倉庫</p>				
④事業の目的 【対象】誰を(何を)対象に				
<p>全市民及び使用希望者</p> <p>※区画農園については、農業を営んでいない者で、使用期間中農園の適切な管理ができる者としている。</p>				
対象を表す数値	269,636人(平成25年4月1日現在 水戸市常住人口)+市外に在住する者で使用を希望する者			
【理想像】どのような状態にしたいのか。				
<p>農作物の栽培体験の場を提供することにより、農業に対する理解を深め、健康的でゆとりのある市民生活を実現するとともに、減少が著しい農業従事者の確保の役割も担う施設とする。</p>				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	貸農園の区画数	説明	実際の貸出区画数	
成果指標2				
指標	年間農場利用者数	説明	貸農園および体験農園の年間延べ利用者数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出率100%を目標に、利用者にとって魅力ある市民農園運営を行う。</li> <li>・地元農家と連携した農業体験事業や農業ヘルパー研修を実施し、地域農業の振興と食育の推進する。</li> <li>・栽培や農産加工講習会を開催する。</li> <li>・常駐の指導員による栽培指導を行う。</li> <li>・地元農業者や森林公園とも連携した、交流イベントを開催する。</li> </ul>				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。				
市街化が進むなか、農作業を体験できる市民農園のニーズは高まっている。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。				
<p>指導員が常駐するガーデンセンターが付帯した市内唯一の市民農園であり、周辺の恵まれた自然環境もあり、継続して耕作している方が多い。</p> <p>また、管理に地元農家が係わることで、都市部住民と農村住民の交流の場となっている。</p>				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業)				
特定農地貸付法に基づき農業者等が開設する市民農園(貸農園)が市内に8カ所ある				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察				
園内の管理業務は、開園当初より民間(地元農家で組織する管理クラブ)に委託している。				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1			成果指標 2		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21 年度	140	119	85.0	400	470	117.5
22 年度	140	124	88.6	400	399	99.8
23 年度	140	111	79.3	400	449	112.3
24 年度	140	90	64.3	400	484	121.0
25 年度	140	87	62.1	400	480	120.0
26 年度	140			400		
①目標値の根拠	園内区画のうち貸出に供する区画数			収穫体験事業の募集者数 200名×2回		
②数値で表せない効果	農作業による健康増進効果、および農業への理解の深まり（食育効果）					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移

	①行政コスト（②+③）（千円）		②事業費（千円）	③人件費（千円）			④単位当たりの行政コスト（①行政コスト/成果指標2実績）（円）
	内訳（千円）			平均給与（千円）	人役（%）		
H 23				5,467			
決算	国県支出金		6,407	行政	2,127	8,509	25
	市債			技労	0	7,505	
	その他			嘱託	3,339	2,197	
	一般財源	11,874		臨時	0	1,870	
	11,874						26,445
H 24				5,475			
決算	国県支出金		5,426	行政	2,092	8,368	25
	市債			技労	0	7,505	
	その他			嘱託	3,383	2,197	
	一般財源	10,901		臨時	0	1,870	
	10,901						22,524
H 25				5,478			
決算	国県支出金		6,352	行政	2,077	8,306	25
	市債			技労	0	7,852	
	その他			嘱託	3,402	2,209	
	一般財源	11,830		臨時	0	1,880	
	11,830						24,647
H 26				5,591			
予算	国県支出金		6,761	行政	2,077	8,306	25
	市債			技労	0	7,852	
	その他			嘱託	3,514	2,282	
	一般財源	12,352		臨時	0	1,883	
	12,352						#DIV/0!

⑤コスト削減の取組

地元農業者が組織する管理クラブ（任意組織）に管理業務を委託しており、民間活力を活用している。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

事務事業の評価	必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	市として、農地の有効利用と地域のにぎわい作りを推進する必要がある。
	○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	継続利用者が多くニーズの高い事業である。
		⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑩類似事業	
	合計		評価結果	A
	3	点		
	有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
	○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-③有効性 ・2-成果指標	市民農園は継続利用者が多く、体験農園を含む年間利用者数は増加している。
		③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
		④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	
	○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標	
	合計		評価結果	B
2	点			
効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	常駐職員は栽培指導を主な業務とする囑託のみであり、管理業務は委託している。	
	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組		
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察		
	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑩類似事業		
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト		
合計		評価結果	A	
4	点			



イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
1 現状のまま継続 2 見直しの上で継続 ア 主体を代える（実施主体を代える） イ 手段を改善する（実施の手段を代える） ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる） エ 簡素化する（規模を縮小する） オ 統合する（類似事業を統合する） 3 休止、廃止			

②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）  
 一般市民を対象に実施している体験事業について、収穫作業だけでなく定植作業等複数の作業を行うよう充実を図り、農場利用者の増加を図るとともに、体験事業の参加者を貸農園利用へ誘導する。また、栽培指導の充実と、地元農業者との連携強化により、当該地域等の農業に興味がある利用者を、実際の地域農業等の従事者となるよう啓発を図る。

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
 委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
 ふるさと農場は、農作物の栽培体験の場を提供することにより、農業に対する理解を深め、健康的でゆとりのある市民生活に寄与するために設置されている施設である。  
 民間市民農場とは、一線を画す機能・特長を持ち、体験事業参加者数も増えている点は評価できる。しかし、農園貸出数は近年減少傾向にあり、就農・人材育成が十分に機能しているとは言いがたい。そのため、農業体験者が貸農園利用者へ、さらには、新規就農者となるような仕掛けと仕組みづくりが必要である。  
 また、農業振興や山根地区農業の維持・存続といった命題の達成や、現在の地元農業者との連携による効率性の観点から、指定管理者制度等の活用については慎重に進めるべきであるが、農業従事者の育成やイベントの企画運営などについては、民間のノウハウを積極的に導入するべきである。  
 このようなことから、1次評価の「見直しの上で継続(手段は改善する)」は妥当である。  
 なお、区画農園の利用者数の減少理由を一律に放射能汚染とするのではなく、理由分析を行うとともに、利用者は常駐する栽培指導員に相談できる体制などの特色をPRする必要がある。  
 また、成果指標については、前年度実績から安易に設定するのではなく、合理的な算出方法を設定する必要がある。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
 ふるさと農場は、農作物の栽培体験の場を提供することにより、農業に対する理解を深め、健康的でゆとりのある市民生活に寄与するために設置されている施設である。  
 施設の設置目的を十分に果たすためには、減少傾向にある農園利用者数を増加させることが大切である。また、県内有数の規模を誇る本市の農業の発展のために、農業ヘルパーを含む地域農業の従事者の育成の役割も担っていく必要がある。  
 そのため、利用者数の増加に向け、栽培指導員が常駐しているなどの特色をPRするとともに、イベント等の企画に民間等外部の意見を取り入れていくこととする。また、地域農業の協力者が増えるように啓発等の取組を進めることについても検討することとし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	農場利用者の増加を図るため、学官連携などにより、外部の意見を取り入れながら、農業体験事業などのイベントの魅力を高める取組を推進するとともに、小規模区画の貸出などの仕組みや栽培指導員が常駐しているなどの特色についてもPRを強化する。 また、地域農業の協力者が増えるような啓発等の取組の検討を進める。
-----------------------	---

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
農場を拠点とした農業体験として、地元農家の組織を活用し、稲作体験を行っている。幼稚園児等を対象にした芋掘体験や、障害者を対象にした野菜収穫体験も行っている。小規模区画については、4区画の貸出がある。農業体験参加者へのPRの他、一般市民にも講習会参加を認め、近接町内への回覧による案内も行った。農業ヘルパー研修も行い、地域農業の協力が増えるよう取組を進めている。障害者団体や県警本部も区画を借りており、障害者や非行少年の情操教育等にも貢献している。

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

## 行政評価調査

事務事業名	水戸市森林公園管理運営事務	評価初年度	平成 25 年度
		担当部署名	農政課ふるさと農業センター
第5次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	人と自然が共生し、快適に暮らせるまちづくり	2	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 2
中項目	豊かな自然との共生	1	
小項目	自然環境の保全と再生	2	
		名称	水戸市森林公園条例

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	昭和56年度	②事業の完了予定の有無（有/無）	無	年度
③事業の概要 自然環境の保全及び活用を図り、市民に自然とのふれあい及び農林業の体験の場を提供するため、森林公園を設置し、以下の事業を行う。 (1)地域の農産物の囲う体験及び農産加工品等の販売 (2)森林公園の体験及び研修 (3)農村文化の紹介及び援助 (4)観光農業の指導及び推進に関すること (5)やぎの飼育 など				
④事業の目的 【対象】誰を（何を）対象に 全市民及び利用希望者				
対象を表す数値	269,636人(平成25年4月1日現在 水戸市常住人口)+市外に在住する者で利用を希望する者			
【理想像】どのような状態にしたいのか。 自然環境の保全及び活用を図り、市民に自然とのふれあい及び農林業の体験の場を提供するとともに、地域住民参加による地域の特色を生かした多様なイベントの開催を行い、都市住民との交流及び観光客誘客による地域活性化が図られた状態。				
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）				
成果指標 1				
指標	年間来園者数	説明	来園車両台数から算出している年間利用者数	
成果指標 2				
指標	小学生や幼稚園の行事利用件数	説明	遠足等の利用件数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 体験交流の拠点として、緑の村推進協議会、茨城生物の会、水戸観光果樹組合等と連携を図りながら、農林業や自然環境に関する体験事業を実施している。また、地元農家と連携・協力しあう体制を構築する。参考/森林関係イベント（年6回）、農業関係イベント（年5回）、各種体験事業（年41回）				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 森林公園は本市で唯一の丘陵地帯の森林環境のなかに在り、市街化が進むなか都市部住民が自然に触れ合う貴重な場所、機会を提供できる随一の場所である。また、森林公園の在る山根地域は、市街化調整区域でかつ鳥獣保護区となっているため、自然環境を保全しながら観光農業による地域活性化を図る必要がある。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 地域住民との連携の下、周辺環境や地形的な特徴を生かした水戸市随一の豊かな自然環境における体験交流の拠点として、自然観察、農業、スポーツ、森づくりなど多彩なテーマによる魅力ある体験型イベントの充実を図り、体験事業やイベントはニーズが高い。 また、山根地区における唯一の常設集客施設として地域の活性化に寄与している。				
⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業） 無し				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 第5次総合計画のリーディングプランに体験交流拠点として位置付けられており、市長公約でもある観光果樹の振興など行政施策との関連が深く、また地域住民と協働の体制を整備していることから、民間活力を導入する場合、地域住民との信頼関係を再構築する必要があり、さらに地域の活性化へ寄与するに至るまでの効率性については十分に検討する必要がある。				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1			成果指標 2		
	年間来園者数			イベント参加者数		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21 年度	285,000	236,789	83.1	28,500	21,110	74.1
22 年度	237,000	173,236	73.1	23,700	24,988	105.4
23 年度	174,000	160,443	92.2	17,400	19,351	111.2
24 年度	161,000	159,452	99.0	16,100	19,687	122.3
25 年度	160,000	159,485	99.7	16,000	19,015	118.8
26 年度	160,000			16,000		
①目標値の根拠	前年実績（無料施設で歳入を伴わないため前年実績とした）			年間来園者目標の10%		
②数値で表せない効果	地元農家（観光果樹等）の直売による売り上げ増					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移

	①行政コスト（②+③）（千円）		②事業費（千円）	③人件費（千円）			④単位当たりの行政コスト（①行政コスト/成果指標1実績）（円）	
		内訳（千円）			平均給与（千円）	人役（%）		
H 23	84,040	国県支出金	48,133	35,907			524	
決算		市債		行政	23,400	8,509		275
		その他		技労	0	7,505		
		一般財源		84,040	嘱託	4,877		2,197
			臨時	7,630	1,870	408		
H 24	97,791	国県支出金	62,318	35,473			613	
決算		市債		行政	23,012	8,368		275
		その他		技労	0	7,505		
		一般財源		97,791	嘱託	4,943		2,197
			臨時	7,517	1,870	402		
H 25	82,993	国県支出金	47,624	35,369			520	
決算		市債		行政	22,842	8,306		275
		その他		技労	0	7,852		
		一般財源		82,993	嘱託	4,970		2,209
			臨時	7,558	1,880	402		
H 26	70,270	国県支出金	34,724	35,546				
予算		市債		行政	22,842	8,306		275
		その他		技労	0	7,852		
		一般財源		70,270	嘱託	5,135		2,282
			臨時	7,570	1,883	402		

⑤コスト削減の取組

園内管理やイベント運営について、ボランティア団体や地域住民組織との協働で実施している

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○		②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	条例、および第5次総合計画のリーディングプランに体験交流拠点として位置付けられている
○		③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	市として、観光農業の振興と地域活性の推進は重要である。
○		④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	水戸市内で唯一の森林環境にある公園であり、利用者も多い
○		⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	類似事業がない
合計			評価結果	A
4	点			
有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○		②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	山根地区唯一の集客施設を地域と連携しながら運営している
		③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○		④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	
○		⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標	緑の村推進協議会との連携により実施している
合計			評価結果	A
3	点			
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○		②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	森林ボランティアによる下刈り等の実施
○		③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	事業の実施が山根地区の活性化など行政施策との関連が深く、民間等による実施には適さない
○		④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	類似事業がない
		⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計			評価結果	A
3	点			

事務事業の評価

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
<p>1 現状のまま継続</p> <p>2 見直しの上で継続</p> <p>ア 主体を代える（実施主体を代える）</p> <p>イ 手段を改善する（実施の手段を代える）</p> <p>ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる）</p> <p>エ 簡素化する（規模を縮小する）</p> <p>オ 統合する（類似事業を統合する）</p> <p>3 休止、廃止</p>		
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）		

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

<p>今後の方向性及び評価する点、改善すべき点</p> <p>森林公園は、自然環境の保全及び活用を図り、市民に自然とのふれあい及び農林業の体験の場を提供するために設置されている施設である。</p> <p>現状の体制において、地域の連携が確立できており、多くの来園者が訪れる広く市民に浸透した施設であると評価できる。しかし、運営体制が固定化している中において、イベント等の活動や施設活用に創造性が欠けているように見受けられることから、民間の持つ専門的な知見を取り込むなどの取組を行い、今一度、来園者の目線で事業内容を見直すことも必要と考える。</p> <p>また、広報活動についても、市場分析に基づいて行うなどイベントのてこ入れとともに、強化に努めていく必要があると考えられる。</p> <p>さらに、森林公園が森林の保全、山根地区の振興及び農業文化の継承等を担っていることに加え、現在のボランティアとの連携体制を継続するためにも、全体を一括して民間に委ねることについては慎重に進めるべきであるが、森のシェパード館のように、事業性が高い施設については、民間委託を検討する余地がある。</p> <p>そのため、1次評価の「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。</p> <p>なお、イベントの企画・運営やPR活動等については、近隣施設との連携のもと、効果的・効率的に進めるとともに、光熱水費や燃料費、消耗品等については、PDCA管理等によるコスト削減に努めること。</p>
---

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

<p>今後の方向性</p> <p>森林公園は、自然環境の保全及び活用を図り、市民に自然とのふれあい及び農林業の体験の場を提供するために設置されている施設である。</p> <p>行政評価委員会から「民間の持つ専門的な知見を取り込むなどの取組を行い、今一度、来園者の目線で事業内容を見直すこと」という意見が出されており、イベント内容や施設の活用方法について、民間等外部の視点を入れながら、見直しを行うとともに、来園者の分析に基づいた広報を進める必要がある。</p> <p>また、西北部地域の活力向上の重要な施設であることを踏まえると、少年自然の家等の近隣施設や地域との連携を図りながら、交流が生み出せる事業を今後一層展開できるように検討することとし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。</p>
--

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

<p>改善目標 (又は休止、廃止の方向性)</p>	<p>来園者の増加を図るため、ニーズ調査を実施するとともに、学官連携などにより、外部の意見を取り入れながら、森林公園機能の充実や広報の強化を図る。</p> <p>また、近隣施設と連携した事業の展開について検討する。</p>
-------------------------------	---

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
常磐大学と連携し、来園者のニーズ調査や、機能充実や広報の強化、近隣施設と連携した事業の展開について検討している。地元の農産物を使用した農産物加工体験や、収穫体験を行っており、地域農業の振興に努めている。公園の整備に地元農家の方を季節的に活用し、雇用を創出している。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

## 行政評価調書

事務事業名	内原くれふしの里古墳公園管理運営事務	評価初年度	平成 25 年度
		担当部署名	内原中央公民館
第5次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	人と自然が共生し、快適に暮らせるまちづくり	2	種類 1. 法令 ② 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 2 名称 水戸市内原くれふしの里古墳公園条例
中項目	快適な生活環境の実現	2	
小項目	公園・緑地の整備	3	

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	10 年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無 年度
③事業の概要 歴史的価値の高い「牛伏古墳群」を保存し、その活用を図るとともに、市民の心身の健全な発達に資するため、内原くれふしの里古墳公園を設置し、その管理運営を行う。			
④事業の目的 【対象】誰を（何を）対象に 全市民及び利用希望者			
対象を表す数値	269, 636人（平成25年4月1日現在 水戸市の常住人口） + α（施設利用希望者）		
【理想像】どのような状態にしたいのか。 歴史的文化遺産を保存するとともに、生涯学習の一環として、市民に多様な地域学習の場を提供する意味から、広く幼児から年配者までが古墳が有する歴史的文化的財としての価値に触れ、遊びながら学習もできる公園とする。			
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）			
成果指標 1			
指標	説明板数	説明	園内説明板の設置数
成果指標 2			
指標	市内の保育所、幼稚園、小学校来園者数	説明	水戸市内の保育所、幼稚園、小学校の校外学習や遠足等での来園状況
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 ・かたくりの里公園等との回遊性を高め、近隣施設等との一体的な利用の促進を図る。 ・幼稚園等へ遠足場所としてのPRを行う。 ・小学校等へ古墳時代の歴史学習等の見学場所としてのPRを行う。			
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 「牛伏古墳群」は、4世紀から7世紀まで300年以上の長きにわたり一ヶ所に集中して造墓活動が行われた古墳群としては、稀有な遺跡であり、文化財としての歴史的・文化的価値は非常に高い。これらの古墳群を、公園として現状を変更することなく保存し、後世に守り伝えていくことが必要である。 なお、公園内には16基の古墳がそのままの形で残されている。シンボルの「はに丸タワー（高さ17.3メートル）」に登ると内原地区を見渡せすることができる。			
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 ・古墳という史跡を通じて歴史を学ぶことで、地域固有の古代社会や文化を理解することができる。 ・対象年齢を限定することなく、多くの市民が気軽に集い、触れ合いながら歴史を学ぶ施設として有効である。			
⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業） ・水戸市には類似する施設はなし。 ・かすみがうら市 富士見塚古墳公園			
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 古墳が有する歴史的文化的財としての価値の発見や地域住民の郷土愛の醸成等、実施主体が民間・NPOであっても一定の効果は見込めるが、当公園敷地一帯が文化財保護法による埋蔵文化財が包蔵されている土地として規定されているため、その利用には法的な知識と理解が必要である。			



## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 説明版数 (ヶ所)			成果指標 2 市内の保育所, 幼稚園, 小学校 校来園者数 (人)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21 年度						
22 年度						
23 年度	なし	12				
24 年度	なし	12				
25 年度	12	12	100		634	
26 年度	12			1,000		
①目標値の根拠	いつでもどんな人にも興味のあるテーマではない。 地域の文化を伝承し、それをより多くの人に知っていただき、さらに地域の誇りにもつながる。			水戸市内の保育所, 幼稚園, 小学校等に対して、校外学習や遠足での利用状況についての調査を実施した。		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移

	①行政コスト (②+③) (千円)		②事業費 (千円)	③人件費 (千円)			④単位当たりの行政コスト (①行政コスト/人口) (円)
		内訳 (千円)		平均給与 (千円)	人役 (%)		
H 23				1,447			
決算	5,002	国県支出金	3,555	行政	8,509	17.00	19
		市債		技労			
		その他		嘱託			
		一般財源		5,002			
H 24				1,423			
決算	5,529	国県支出金	4,106	行政	8,368	17.00	21
		市債		技労			
		その他		嘱託			
		一般財源		5,529			
H 25				1,412			
決算	5,989	国県支出金	4,577	行政	8,306	17.00	22
		市債		技労			
		その他		嘱託			
		一般財源		5,989			
H 26				1,412			
予算	5,659	国県支出金	4,247	行政	8,306	17.00	21
		市債		技労			
		その他		嘱託			
		一般財源		5,659			

⑤コスト削減の取組

維持管理について、極力、職員で対応するなど、コスト削減に取り組んでいる。

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○		②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	水戸市内原くれふしの里古墳公園条例に基づき施設運営を行っている。
		③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○		④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	古墳の歴史的価値を生かし、自然の中で、気軽に集える場所として、広くニーズに応えることができる。
○		⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	歴史的文化財という施設の性格から民間、NPO等に類似施設はない。
合計			評価結果	A
3	点			
有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○		②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	市民生活に潤いを与え、市民の余暇の活用や児童生徒の歴史学習等に有効である。
		③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○		④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	市民に限らず多くの対象者に施設を開放している。
○		⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標	目的を達成するための適正な手段を講じている。
合計			評価結果	A
3	点			
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○		②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	これまでコスト削減に取り組んできた結果、現在、コストの多くは義務的経費となっている。
○		③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	民間に委ねての効率化を求めるより、市の直営の方が効率的であり、利便性の向上が見込める。
○		④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	市内に類似施設はなく、施設の性格から他の事業との統合は難しい。
		⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計			評価結果	A
3	点			

事務事業の評価

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
1 現状のまま継続 2 見直しの上で継続 ア 主体を代える（実施主体を代える） イ 手段を改善する（実施の手段を代える） ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる） エ 簡素化する（規模を縮小する） オ 統合する（類似事業を統合する） 3 休止、廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

<p>今後の方向性及び評価する点、改善すべき点                  内原くれふしの里古墳公園は、歴史的文化遺産を保存し、その活用を図るとともに、市民の心身の健全な発達に資するために設置されている施設である。                  考古学上特異な古墳群の保存を行いつつ、特色ある公園として運営する必要性は高い。しかし、市民への周知がなされているかは疑問であり、幼稚園、保育所、小学校等の具体的利用について、広報活動を積極的に行うべきである。                  また、無人の施設であることから、管理者の目の届かないことがあるため、盗水盗電対策や事故防止に向けた遊具の安全対策を十分に行う必要がある。今後、施設管理者としては、利用状況の確認を行うべきである。                  そのため、1次評価の「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。                  なお、埋蔵文化財センター等との連携を図り、さらなる魅力の向上に取り組むこと。</p>
--

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

<p>今後の方向性                  内原くれふしの里古墳公園は、歴史的文化遺産を保存し、その活用を図るとともに、市民の心身の健全な発達に資するために設置されている施設である。                  行政評価委員会から「利用状況の確認を行うべきである」という意見が出されている。本施設は無人の施設であるため、利用状況の把握がされていないが、今後は、定期的に利用状況を把握したうえで、広報等の利用促進策に反映させるものとする。また、利用者が安心して使用することができるように、十分な安全対策等を講じることとし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。</p>
---

5 1年目改善目標 (1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

<p>改善目標 (又は休止、廃止の方向性)</p>	<p>保育所、幼稚園、小・中学校等に対して、校外学習や遠足での活用についての広報活動を行う。                  遊具等の施設設備の安全点検、定期的な巡回を強化するなど、さらなる安全対策を講じる。                  また、団体利用の際に、来園者数の報告を求めるなど、利用状況の把握に努めながら、利用状況を踏まえた施設の活用促進や管理運営手法の見直しを検討する。</p>
-------------------------------	---

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
水戸市内の保育所、幼稚園、小学校等に対して、来園者数調査を実施し、利用状況の把握に努めた。今後は、利用状況を踏まえた施設の活用促進や管理運営手法の見直しについて検討を行う。  
また、事務連絡等の外出時に定期的な園内巡回を実施し、遊具等の施設設備の安全点検を行うなどの安全対策を講じている。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

## 行政評価調書

事務事業名	保育所管理運営事務	評価初年度	平成 24 年度
		担当部署名	教育委員会事務局幼児教育課
第5次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	思いやり、助け合い、安らぎの心を育むまちづくり	3	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし [1, 4] 名称 児童福祉法第39条, 第51条第3項/水戸市次世代育成支援対策行動計画
中項目	ともに支えあう福祉社会の実現	1	
小項目	子育て支援の充実	1	

### 1 事業の概要, 目標

①事業の開始時期	S28 年度	②事業の完了予定の有無 (有/無)	無	年度
③事業の概要 保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的として、市立保育所を設置、運営する。				
④事業の目的 【対象】 誰を (何を) 対象に 保育に欠ける乳幼児 (0～5歳児)				
対象を表す数値	市立保育所所在籍数 965人(平成24年4月1日現在)			
【理想像】 どのような状態にしたいのか。 引き続き児童福祉法の趣旨に沿って保育所運営を行う。				
⑤成果指標 (市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標 1				
指標	市立保育所入所児童数	説明	4月1日現在における入所児童数	
成果指標 2				
指標	待機児童の数	説明	4月1日現在における待機児童数	
⑥手段 【手段】 どのような手法により実施するのか。 ・市立保育所の施設整備 (増改築) ・市内認可保育所の整備促進				
⑦必要性 【必要性】 どうして必要なのか。 施設の整備により保育所入所定員増を図り、保育所待機児童を解消する必要がある。				
⑧有効性 【有効性】 どうして有効なのか。 ・保育に欠ける乳幼児に良好な保育環境を与え、心身の健全な発達に寄与する。 ・保護者の就労等を支援し、社会経済活動の向上に寄与する。				
⑨類似事業 (民間における類似事業, 市が実施している類似事業) 民間認可保育園における保育 ※公立私立にかかわらず、児童福祉法に基づき実施し、入所措置は市が行う。				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 ・民間保育所の施設整備に当たっては、国県の補助制度がある (廃止の可能性あり)。市立には直接的な補助制度がない。 ・運営費について、民間保育園については国・県補助制度 (国1/2, 県1/4) があるが、市立保育所の運営費は、平成16年度から一般財源化されている。				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 市立保育所入所児童数 (人)			成果指標 2 待機児童の数 (公立・民間含む) (人)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21年度	960	971	101.1458	0	140	#DIV/0!
22年度	960	1,006	104.7917	0	69	#DIV/0!
23年度	960	991	103.2292	0	39	#DIV/0!
24年度	980	977	99.69388	0	88	#DIV/0!
25年度	980	993	101.3265	0	91	#DIV/0!
26年度	1000					
①目標値の根拠	市立保育所の定員			待機児童の解消		
②数値で表せない効果	保育所入所児童の心身の健全な発達					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移

	①行政コスト（②+③）（千円）		②事業費（千円）	③人件費（千円）			④単位当たりの行政コスト（①行政コスト/成果指標1実績）（円）	
		内訳（千円）			平均給与（千円）	人役（%）		
H 21 決算	139,728	国県支出金	139,728	0			143,901	
		市債		行政	0			
		その他		技労	0			
		一般財源		嘱託	0			
H 22 決算	1,287,962	国県支出金	146,842	1,141,120			1,280,280	
		市債		行政	840,015	8,485		9,900
		その他		技労	109,905	7,327		1,500
		一般財源		嘱託	147,000	1,500		9,800
H 23 決算	1,405,898	国県支出金	180,675	1,225,223			1,418,666	
		市債		行政	842,391	8,509		9,900
		その他		技労	105,070	7,505		1,400
		一般財源		嘱託	232,882	2,197		10,600
H 24 決算	1,416,404	国県支出金	164,705	1,251,699			1,449,748	
		市債		行政	828,432	8,368		9,900
		その他		技労	105,070	7,505		1,400
		一般財源		嘱託	265,837	2,197		12,100
H 25 決算	1,406,883	国県支出金	178,483	1,228,400			1,416,801	
		市債		行政	830,600	8,306		10,000
		その他		技労	102,076	7,852		1,300
		一般財源		嘱託	256,244	2,209		11,600
H 26 予算	1,431,138	国県支出金	185,789	1,245,349			#DIV/0!	
		市債		行政	838,906	8,306		10,100
		その他		技労	102,076	7,852		1,300
		一般財源		嘱託	276,122	2,282		12,100
				臨時	28,245	1,883	1,500	

⑤コスト削減の取組  
市立保育所において嘱託職員の活用による人件費の縮減を図っている。

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

事務事業の評価	必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
		○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性		
		○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	保育にかける乳幼児の保育が求められている。	
		○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	同上	
		○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	保育所待機児童の解消が求められている。	
			⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑩類似事業		
		合計			評価結果	A
		3	点			
	有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
			①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標		
			②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標		
		○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	新たに民間保育所が設置された。	
		○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	入所措置の公平性を確保している。	
		○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標	民間保育所の整備促進による待機児童解消施策を推進している。	
		合計			評価結果	A
	3	点				
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄		
		①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト			
	○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	市立保育所において嘱託職員の活用による人件費の縮減を図っている。		
		③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察			
		④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑩類似事業			
		⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト			
	合計			評価結果	B	
	1	点				

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
<p>1 現状のまま継続                  2 見直しの上で継続                    ア 主体を代える（実施主体を代える）                    イ 手段を改善する（実施の手段を代える）                    ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる）                    エ 簡素化する（規模を縮小する）                    オ 統合する（類似事業を統合する）                  3 休止、廃止</p>			
<p>②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）                  民間活力の活用を視野に入れながら、待機児童の解消に向け、幼稚園、保育所全体で適正規模、適正配置の検討を行う。</p>			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
 委員会による意見

<p>今後の方向性及び評価する点、改善すべき点                  非常に市民ニーズが高い施設であるため、待機児童数が多くなっており、民間活力の活用を視野に入れながら、適正規模、適正配置の検討などの待機児童の解消に向けた取組を早急に進める必要がある。そのため、1次評価の「見直しの上で継続(手段を改善する)」は妥当である。                  ただし、見直しを進めるに当たっては、保育所の設置について、公から民への流れがある中で、今後、市立保育所が積極的に担っていくべき機能を十分に精査し、例えば、障害児対応に重きをおくなど、民との役割分担を図っていくべきである。                  さらには、医療機関、保健センター(保健所)、児童相談所、幼稚園、小学校、主任児童委員等との連携の下、情報の共有化等の重層的なネットワーク作成の主体となることも検討すべきである。</p>
--

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

<p>今後の方向性                  保育所は、保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育するための施設である。現在、保育所に入所できない待機児童が多数いることが、本市の大きな課題となっている。そのため、定員充足率が減少している幼稚園と合わせて適正規模・適正配置の検討を行うとともに、民間保育所の活用についても検討を行うこととする。また、他市においては、民営化や指定管理者の導入事例があり、管理運営手法についても検討を行う必要があることから、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。                  なお、検討に当たっては、民間保育所との役割分担についても十分に精査し、市立保育所が担っていく役割や機能を整理することとする。</p>
---

5 1年目改善目標 (1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

<p>改善目標                  (又は休止、廃止の方向性)</p>	<p>幼稚園・保育所の適正配置に係る基礎調査を行い、より詳細な現状把握に努めるとともに、国の動向を把握しながら、保育所入所待機児童の解消をはじめ、公立保育所と民間保育所との役割分担、保育所及び幼稚園の適正規模、配置のあり方など、多方面からの検討を行い、平成25年度中の適正配置方針の決定を目指す。あわせて、民間活力活用による管理運営手法の検討を行う。                  なお、施設の耐震化については、平成26年度末までの完了目標に向けた整備を進める。</p>
--	---



## 6 2年目評価(進行管理)

### (1) 1次評価(内部評価)

#### ○見直しの状況など事務事業の現況

平成25年度中に幼稚園・保育所の適正配置方針の決定を行うため、昨年度に引き続き、検討を進めている。また、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」の施行に先がけ、国の施策として示された待機児童解消加速化プランを本市に見合った内容で積極的に取り入れていく。さらに質の高い保育・教育環境の整備についても、重要項目の一つとされているため、幼稚園と併行し、認定こども園のあり方について整理を行っている。昨年度指摘のあった民営化や指定管理者の導入については、国の動向を見ながら検討を進め、第2期幼児教育振興基本計画に位置づけを図っていく。

### (2) 2次評価(外部評価)

#### ○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

保育所の管理運営については、昨年度の評価を受け、適正配置方針の検討及び決定、民間活力による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を改善目標として掲げているところである。

このうち、適正配置方針の検討については、幼稚園・保育所適正配置に係る基礎調査は実施しているところであるが、国及び県の動向を踏まえた対応が必要であるとし、決定には至っていない。

また、民間活力活用による管理運営手法の検討についても、国の動向を踏まえる必要があるとして未実施であり、また、施設の耐震化については、平成26年度完了を目指して進めている段階である。

このようなことから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、民間保育所の定員増員を図っていることは評価するが、今後も待機児童解消に向けた一層の取組を図る必要があることから、改善については、早急な取組を進めるべきである。

### (3) 3次評価(総合評価)

#### ○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

保育所の管理運営については、1年目改善目標として、適正配置方針の検討及び決定、民間活力活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を行うこととしている。

このうち、適正配置方針の検討については、幼稚園・保育所適正配置に係る基礎調査を実施しているところであり、国及び県の動向を踏まえながら方針の決定をする必要がある。

また、施設の耐震化については、平成26年度完了を目指して推進しているが、民間活力活用による管理運営手法の検討については、早期の検討が必要である。

このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

なお、今後も待機児童解消に向けた一層の取組を早急に進めることとする。

## 7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	平成26年度の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法を検討する。 施設の耐震化については、平成26年度の完了を目指す。 なお、待機児童解消加速化プランを活用した民間保育所の整備とともに、グループ型小規模保育事業など市独自施策を推進し、保育所待機児童の解消を図る。
-----------------------	---

## 8 3年目評価(進行管理)

### (1) 1次評価(内部評価)

#### ○見直しの状況など事務事業の現況

平成26年度中に幼稚園・保育所の適正配置方針の決定を行うため、昨年度に引き続き、検討を進めている。施設の耐震化については、平成26年度2箇所実施し、完了する見込みである。待機児童解消加速化プランを活用し、昨年度2か所の民間保育所整備等により200人の定員増を図った。平成26年度は民間保育所の整備とともに、グループ型小規模保育事業により15人の乳幼児を保育できる施設の整備を図ることで、保育所待機児童の解消を図る。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項 (行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項 (行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標 (3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

# 行政評価調書

事務事業名	市場管理運営事務	評価初年度	平成	24 年度	
		担当部署名	産業経済部公設地方卸売市場		
第 5 次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等		
大項目	元気で活力にあふれ、人が生き生きと交流するまちづくり	1	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項	
中項目	活力あふれる産業の振興	2		4. 計画等 5. 特になし	
小項目	流通の振興	5		名称	茨城県卸売市場条例 水戸市公設地方卸売市場条例

## 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	昭和47年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度	
③事業の概要 市場施設の管理及び市場内事業者(卸・仲卸・関連事業者)、市場外事業者(買受人・出荷者等)の指導・監督を行う。					
④事業の目的 【対象】誰を(何を)対象に 生鮮食料品等及び供給圏に居住する市民					
対象を表す数値	268,649人(平成24年4月1日現在 水戸市の常住人口)				
【理想像】どのような状態にしたいのか。 ○安全で安心な生鮮食料品等の安定供給を行う。 ○市場使用料等賄率を高め、市場運営の独立採算を図る。					
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)					
成果指標 1					
指標	市場使用料等賄率	説明	市場運営経費等に対する市場使用料及び諸収入の割合		
成果指標 2					
指標	年間の取扱数量	説明	前年度の取扱数量に対する当該年度の取扱数量		
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 生鮮食料品等の取引業務の指導監督を行うことにより実施					
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 安全で安心な生鮮食料品等を安定供給するために必要					
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 市場の秩序を維持し、適切な価格形成を行うことが可能。					
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 民間における類似事業には、第3セクター市場・民営市場がある。 市が実施している類似事業は無い。					
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 民間やNPOが実施するより市が実施した方が、様々な事態に即座に対応できるので、市場運営としては効率的である。					

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 市場使用料等賄率			成果指標 2 年間の取扱数量		
	（%）			（%）		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21年度	100	97.6	97.6	100	99.2	99.2
22年度	100	99.6	99.6	100	94.3	94.3
23年度	100	99.7	99.7	100	96.4	96.4
24年度	100	100.1	100.1	100	96.3	96.3
25年度	100	103.7	103.7	100	98.1	98.1
26年度	100		0	100		0
①目標値の根拠	市場使用料等の賄率を100%とした。			青果・水産物の取扱数量の対前年度比を100%とした。		
②数値で表せない効果	市と市場内事業者が協力して、市場活性化のために事業を実施し、市民の市場に対する理解を深めている。（朝市・みとつぼわくわく感謝市・親子市場見学会の実施）					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移

	①行政コスト（②+③）（千円）		②事業費（千円）	③人件費（千円）		④単位当たりの行政コスト（資料4水戸市公設地方卸売市場事業会計収支実績のとおり）単位：円			
		内訳（千円）		平均給与（千円）	人役（%）				
H 21 決算	578,665	国県支出金	515,370	63,295		54.02			
		市債		行政	59,395		8,485	700	
		その他		549,803	技労		0		
		一般財源		14,275	嘱託		3,900	1,500	260
		繰越金		14,587	臨時		0		
H 22 決算	571,137	国県支出金	507,842	63,295		8.16			
		市債		行政	59,395		8,485	700	
		その他		542,659	技労		0		
		一般財源		2,166	嘱託		3,900	1,500	260
		繰越金		26,312	臨時		0		
H 23 決算	535,978	国県支出金	470,703	65,275		6.49			
		市債		行政	59,563		8,509	700	
		その他		484,788	技労		0		
		一般財源		1,743	嘱託		5,712	2,197	260
		繰越金		49,447	臨時		0		
H 24 決算	542,422	国県支出金	485,380	57,042		-2.76			
		市債		行政	50,208		8,368	600	
		その他		468,040	技労		0		
		一般財源		0	嘱託		5,712	2,197	260
		繰越金		73,201	臨時		1,122	1,870	60
H 25 決算	582,151	国県支出金	525,444	56,707		-79.17			
		市債		行政	49,836		8,306	600	
		その他		468,256	技労		0		
		一般財源		0	嘱託		5,743	2,209	260
		繰越金		92,883	臨時		1,128	1,880	60
H 26 予算	664,508	国県支出金	600,433	64,075		#DIV/0!			
		市債		行政	58,142		8,306	700	
		その他		624,346	技労		0		
		一般財源		10,000	嘱託		5,933	2,282	260
					臨時		0		

⑤コスト削減の取組
1 市場内道路の街灯を水銀灯（400W）からナトリウム灯（180W）へ交換した。
2 ゴミの不法投棄の監視を強化し、ゴミ処理費用の低減を図っている。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

事務事業の評価	必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
		○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性		
		○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	水戸市公設地方卸売市場条例で市場設置の目的を規定している。	
		○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	市民の安定した食生活を確保するための流通の拠点である。	
		○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	毎日、買受人・買出人が県内各地から来場している。	
			⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業		
		合計			評価結果	A
		3	点			
	有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
		○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標		
		○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	多種多様な食材が揃っている。	
		○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標		
		○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	市民全体が対象者となる。	
		○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標	他市場に比べ施設整備が進んでいる。	
		合計			評価結果	A
	3	点				
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄		
		①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト			
	○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	省エネ・ごみ減量化対策を推進している。		
	○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	様々な事態に即座に対応できる体制をとっている。		
	○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	青果物、水産物、花きを単独で取り扱う市場ではない。		
	○	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト			
	合計			評価結果	A	
	4	点				

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
1 現状のまま継続 2 見直しの上で継続 ア 主体を代える（実施主体を代える） イ 手段を改善する（実施の手段を代える） ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる） エ 簡素化する（規模を縮小する） オ 統合する（類似事業を統合する） 3 休止、廃止		
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）		

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

<p>今後の方向性及び評価する点、改善すべき点          安全・安心の食を供給・提供する場所である本施設の必要性は非常に大きいものであるが、店舗数が減り、職員数が多く感じることもあり、加入業者など民間への委託を検討するべきである。そのため、1次評価の「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。          なお、現在の加入業者に対して委託を検討する場合は、管理団体の十分な育成を図ることとする。</p>
--

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

<p>今後の方向性          公設地方卸売市場は、生鮮食品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、安全・安心な食の供給を担うための施設である。          行政評価委員会から「加入業者など民間への委託を検討」という意見が出されていること、また、他市においても、指定管理者制度の導入により、民間ノウハウを生かしたサービスの向上、管理運営費の削減等の効果が見られることから、管理運営手法について、検討を行う必要があると考えられる。          そのため、市民サービスの維持・向上及び効率的な運営に向け、指定管理者制度の導入の検討を進めることとし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。          なお、検討を進めるに当たっては、公設地方卸売市場の役割と責任を踏まえ、円滑な運営を行うことのできる管理団体の十分な育成を図ることとする。</p>
--

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

<p>改善目標 (又は休止、廃止の方向性)</p>	<p>指定管理者制度の導入に関して、市場内事業者と協議、検討を行うとともに、指定管理者制度を導入している自治体の状況を調査し、本市における制度導入のメリット・デメリットなどの検討を進め、方針を整理する。</p>
-------------------------------	---

## 6 2年目評価(進行管理)

### (1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

指定管理者制度を導入している市場の状況を調査した結果、全国公設地方卸売市場協議会加入72市場中15市場が指定管理者制度を導入し、中央卸売市場(71市場)では1市場が導入している。

指定管理者制度導入市場の業務については各市場様々で、市職員が常駐しているところもあれば、常駐していないところもある。

今後は、地方卸売市場では松本市場、富山市場、甲府市場、中央卸売市場では大阪府市場など比較的取扱高の多い市場を更に詳しく調査し、水戸市場が指定管理者制度を導入した時のメリット、デメリットを当該市場の現地視察を含めて精査する。

### (2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

市場の管理運営については、昨年度の評価を受け、指定管理者制度の導入の検討を改善目標として掲げている。

これについては、既に指定管理者制度を導入している自治体に対して調査を行ったが、制度導入の効果検証は未実施であり、また、受け皿として期待される市場内事業者との協議・検討も進んでいない。

このようなことから、さらなる改善を進めるものとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、現在においても、一定の効率化が図られていることが認められるものの、今後の消費税増税に伴う影響について十分な考察を進めるとともに、利用者アンケート等による課題の把握に努める必要がある。

### (3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

市場の管理運営については、1年目改善目標として、指定管理者制度の導入の検討を行うこととしている。

これについては、既に指定管理者制度を導入している自治体に対して調査を行ったところであるが、制度導入の効果検証は未実施であるため、検討を進める必要がある。

また、受け皿として期待される市場内事業者との協議・検討も進んでいないため、事業者への働きかけを行う必要がある。

このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

なお、アンケート等により市場内事業者のニーズの把握にも努めることとする。

## 7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	指定管理者制度導入に向けた効果検証を行い、市場内事業者との協議・検討を進める。 また、さらなる利便性向上に向け、市場内事業者のニーズ把握に努める。
-----------------------	--

## 8 3年目評価(進行管理)

### (1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

指定管理者制度を導入している市場への視察のほか、市場内事業者との協議を行ったところである。今後は、指定管理者制度導入に向けた効果検証を行う。

### (2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

### (3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標（3年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標 (又は休止, 廃止の方向性)	
------------------------	--



## 行政評価調査

事務事業名	幼稚園管理運営事務	評価初年度	平成 24 年度
		担当部署名	教育委員会事務局幼児教育課
第5次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	次代を担う人材を育むまちづくり	4	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし [1, 2, 4] 名称 学校教育法/水戸市立小, 中学校及び幼稚園設置条例/水戸市幼児教育振興基本計画
中項目	生涯学習・教育の充実	1	
小項目	学校教育の充実	2	

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	S24 年度	②事業の完了予定の有無 (有/無)	無	年度
③事業の概要 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として、市立幼稚園を設置、運営する。				
④事業の目的 【対象】誰を(何を)対象に 水戸市立幼稚園に在籍する4, 5歳児				
対象を表す数値	市立幼稚園在籍数 880人(平成24年5月1日現在=学校基本調査)			
【理想像】どのような状態にしたいのか。				
・将来的な幼児の人口推移や、地域の実情を踏まえるとともに、私立幼稚園との共存や保育所入所待機児童の問題を考慮しつつ、幼稚園教育の本来の目的である社会性を育む集団保育を実施できるよう一定の園児数を確保するため、幼稚園の適正配置について検討を進め、より教育効果の高い幼稚園の運営に努める。 ・幼保一体化に向けた取り組みを推進し、本市のすべての小学校就学前の子どもが、幼稚園・保育所で分け隔てなく、幼児期にふさわしい環境の中で大切に育まれるよう施策を推進する。				
⑤成果指標 (市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標 1				
指標	園児数	説明	市立幼稚園の園児数	
成果指標 2				
指標		説明		
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。				
・私立幼稚園との共存の観点をはじめ、地域の実情や保育所入所待機児童の問題等にも十分配慮しながら、地域全体の幼児施設のあり方について検討する。				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。				
・近年少子化や働く女性の増加等の影響で、市立幼稚園の定員に対する充足率が減少傾向にある。集団保育を通して教育的効果を高めるためには、ある一定程度の園児数を確保し、規模の適正化を図る必要があるため。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。				
・財源や人材に限られている中で、より教育的効果を高めるため、幼稚園の適正配置の検討を進める。				
⑨類似事業 (民間における類似事業, 市が実施している類似事業)				
・私立幼稚園における幼稚園設置運営				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察				
・市立幼稚園の運営を民間やNPOに移管する場合、市立幼稚園の規模適正配置により、一定の規模を確保する必要がある。 ・市立幼稚園を統廃合する場合、通園の利便に供するため、スクールバスの導入等を検討する必要がある。				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 市立幼稚園の園児数 (園児)			成果指標 2 ( )		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21年度	1,555	1,001	64.37			
22年度	1,555	976	62.77			
23年度	1,555	921	59.23			
24年度	1,555	880	56.59			
25年度	1,555	829	53.31			
26年度	1,485	817	55.02			
①目標値の根拠	公立幼稚園における募集定員 (石川幼稚園改築に伴い平成26年度から募集定員70減)					
②数値で表せない効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園における就学前教育の充実</li> <li>・障害児への早期支援による障害の程度の軽減、小学校への円滑な接続</li> </ul>					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移

	①行政コスト (②+③) (千円)	②事業費 (千円)		③人件費 (千円)		④単位当たりの行政コスト (①行政コスト/成果指標1実績) (円)		
		内訳 (千円)		平均給与 (千円)	人役 (%)			
H 21 決算	52,864	国県支出金	52,864	0		52,811		
		市債		行政	0			
		その他		技労	0			
		一般財源		嘱託	0			
H 22 決算	620,546	51,506	569,040	8,485	6,400	635,805		
H 23 決算	627,019	国県支出金	50,561	576,458		680,802		
		市債		行政	544,576		8,509	6,400
		その他		技労	0		7,505	
		一般財源		嘱託	13,182		2,197	600
H 24 決算	628,926	57,752	571,174	1,870	1,200	714,689		
H 25 予・決	625,326	国県支出金	57,471	567,855		754,314		
		市債		行政	539,890		8,306	6,500
		その他		技労	0		7,852	
		一般財源		嘱託	11,045		2,209	500
H 26 予算	613,488	56,204	557,284	1,883	1,200	750,903		
H 26 予算	613,488	国県支出金	56,204	557,284		750,903		
		市債		行政	523,278		8,306	6,300
		その他		技労	0		7,852	
		一般財源		嘱託	11,410		2,282	500
				臨時	22,596	1,883	1,200	

⑤コスト削減の取組  
 幼稚園において嘱託職員，臨時職員を活用し，人件費の縮減を図っている。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は，○を付けること。

事務事業の評価	必要性		各項目1点とする。ただし，①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
		○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため，市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性		
		○	②「①」に該当しないが，法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	幼児の健やかな成長のために適当な環境を与え，心身の発達を助長する。	
		○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	幼児に対し，良好な就学前教育を行う。	
		○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	保護者の就学前教育の充実への期待がある。	
			⑤民間，NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業		
	合計				評価結果	A
		3	点			
	有効性		各項目1点とする。ただし，①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
			○	①成果指標の目標値が最大値となっており，かつ，実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
			○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	幼稚園の適正配置により，運営コストの縮減を図る。
				③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
			○	④対象者のうち，実際にサービスを受ける者が，特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	入園における公平性を確保している。
				⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標	
	合計				評価結果	B
	2	点				
効率性		各項目1点とする。ただし，①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄		
			○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
			○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	幼稚園において嘱託職員，臨時職員を活用し，人件費の縮減を図っている。
				③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は，市が実施を義務付けられている。）	・1-⑩民間，NPOが実施した場合の効率性についての考察	
				④市の事務事業で類似したものはなく，他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	
				⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計				評価結果	B	
	1	点				

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	工
<p>1 現状のまま継続                  2 見直しの上で継続                    ア 主体を代える（実施主体を代える）                    イ 手段を改善する（実施の手段を代える）                    ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる）                    エ 簡素化する（規模を縮小する）                    オ 統合する（類似事業を統合する）                  3 休止、廃止</p>			
<p>②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）                  市立幼稚園の適正配置の検討に当たっては、地域の実情を踏まえるとともに、私立幼稚園との共存や保育所入所待機児童の問題を考慮する必要がある。</p>			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
 委員会による意見

<p>今後の方向性及び評価する点、改善すべき点                  市立幼稚園の定員に対する充足率が減少傾向にある中で、幼稚園教育の本来の目的である社会性を育む集団保育を実施できるよう、一定の園児数の確保に向けた市立幼稚園の適正配置の検討は、必要であると考えられる。そのため、1次評価の「見直しの上で継続(簡素化する)」は妥当である。                  ただし、適正配置を行うに当たっては、市立幼稚園が今後目指していく方向性を十分に議論したうえで、私立幼稚園との役割について棲み分けを行っていくべきである。その際、小中学校との一貫教育が行えることやベテランの教諭が多いなどの市立幼稚園の強みを十分に把握するとともに、障害児への対応の充実や様々な教育モデルの実践など、新たな存在意義の模索も行ってくべきである。</p>
---

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

<p>今後の方向性                  幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設である。                  現在、市立幼稚園の定員充足率は減少しており、社会性を育む集団保育の実施に向け、一定程度の園児数の確保が求められている。                  そのため、待機児童が多数いる保育所と合わせて適正規模・適正配置の検討を行うとともに、私立幼稚園の活用についても検討を行うこととする。また、他市においては、民営化の導入事例があり、管理運営手法についても検討を行う必要があることから、「見直しの上で継続(簡素化する)」とする。                  なお、検討に当たっては、小中学校との一貫教育の実施などの市立幼稚園の強みを把握しながら、私立幼稚園との役割分担についても十分に精査し、市立幼稚園が担っていく役割と機能を整理することとする。</p>
--

5 1年目改善目標 (1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

<p>改善目標                  (又は休止、廃止の方向性)</p>	<p>幼稚園・保育所の適正配置に係る基礎調査を行い、より詳細な現状把握に努めるとともに、国の動向を把握しながら、保育所入所待機児童の解消をはじめ、公立幼稚園と私立幼稚園との役割分担、幼稚園及び保育所の適正規模、配置のあり方など、多方面からの検討を行い、平成25年度中の適正配置方針の決定を目指す。あわせて、民間活力活用による管理運営手法の検討を行う。                  なお、施設の耐震化については、平成26年度末までの完了目標に向けた整備を進める。</p>
--	---

## 6 2年目評価(進行管理)

### (1) 1次評価(内部評価)

#### ○見直しの状況など事務事業の現況

平成25年度中に幼稚園・保育所の適正配置方針の決定を行うため、昨年度に引き続き、検討を進めている。また、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」の施行に先がけ、国の施策として示された待機児童解消加速化プランを本市に見合った内容で積極的に取り入れていく。その中で水戸市立幼稚園における預かり保育の長時間化についても私立幼稚園の動向を注視しながら実施に向けた検討を行っている。昨年度指摘のあった民営化や指定管理者の導入については、国の動向を見ながら検討を進め、第2期幼児教育振興基本計画に位置づけを図っていく。

### (2) 2次評価(外部評価)

#### ○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

幼稚園の管理運営については、昨年度の評価を受け、適正配置方針の検討及び決定、民間活力による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を改善目標として掲げているところである。

このうち、適正配置方針の検討については、幼稚園・保育所適正配置に係る基礎調査は実施しているところであるが、国及び県の動向を踏まえた対応が必要であることとし、決定には至っていない。

また、施設の耐震化については、平成26年度が完了予定であり、民間活力活用による管理運営手法の検討についても、国の動向を踏まえる必要があるとして未実施である。

このようなことから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、預かり保育の長時間化の検討を進めていることは評価するが、今後も待機児童解消に向けた取組が必要な中で、保育所を含めた一体的な検討については、早急な取組を進めるべきである。

### (3) 3次評価(総合評価)

#### ○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

幼稚園の管理運営については、1年目改善目標として、適正配置方針の検討及び決定、民間活力活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を行うこととしている。

このうち、適正配置方針の検討については、幼稚園・保育所適正配置に係る基礎調査を実施しているところであり、国及び県の動向を踏まえながら方針の決定をする必要がある。

また、施設の耐震化については、平成26年度完了を目指して推進しているが、民間活力活用による管理運営手法の検討については、早期の検討が必要である。

このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

## 7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃止の方向性)

平成26年度の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法を検討する。  
施設の耐震化については、平成26年度の完了を目指す。

## 8 3年目評価(進行管理)

### (1) 1次評価(内部評価)

#### ○見直しの状況など事務事業の現況

平成26年度に、子ども課において「子ども・子育て支援事業計画」を策定予定であり、平成27年度から施行される国の「子ども・子育て支援新制度」との整合を図りながら、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針、民間活力を活用した管理運営手法の検討を進め、第2期幼児教育振興基本計画を策定していく。また、国田小中学校を小規模特認校にし、国田幼稚園を小中学校内に移転したことに伴い、耐震化された建物に園児を移し、安全を確保するとともに、預かり保育の時間延長(長期休業中の預かり保育の実施含む)や給食提供を実施することとしたが、その成果を検証するとともに、他の幼稚園についても、保育サービス向上のため、預かり保育の時間延長や給食提供の拡充を検討していく。施設の耐震化については、平成26年度に、浜田幼稚園及び酒門幼稚園の改築による耐震化を進める。その他の幼稚園についても、小中学校及び幼稚園の一体的な改築事業を予定している見川幼稚園を除き、仮設園舎による対応等により、平成26年度中に、耐震化された建物に園児を移すことにより、安全を確保した上で、平成27年度以降耐震補強工事等の対応を行う。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項 (行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項 (行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標 (3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止, 廃止の方向性)	
------------------------	--

## 行政評価調書

事務事業名	少年自然の家管理運営事務	評価初年度	平成 24 年度
		担当部署名	教育委員会事務局生涯学習課
第 5 次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	次代を担う人材を育むまちづくり	4	種類 1. 法令 ②. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 2 名称 水戸市少年自然の家条例及び同施行規則
中項目	生涯学習・教育の充実	1	
小項目	青少年の健全育成	3	

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	50 年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度
③事業の概要 自然環境の中で行う集団宿泊訓練、野外活動等を通じて、少年の健全な育成を図ることを目的に事業を行っている。少年自然の家では、利用者を受け入れてその活動を支援する「受け入れ事業」と少年自然の家が自ら事業を企画する「主催事業」を実施し、豊かな自然環境を生かした体験活動の場や活動プログラムを提供している。 平成24年に県が策定した青少年の健全な成長に向けた方策についての中で青少年の体験及び体験活動の重要性がうたわれている。				
④事業の目的 【対象】誰を（何を）対象に 幼児・児童生徒、少年団体等を対象に、少年の集団宿泊訓練、野外活動、少年団体の育成および指導等を行う。				
対象を表す数値		平成24年度 利用延べ人数 14,481人		
【理想像】どのような状態にしたいのか。 ・大規模改修を行い、利用者が安全に利用できる施設とする。 ・小・中学校の宿泊学習等の利用実績の増加 ・市内外を合わせて利用者数の増加				
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）				
成果指標 1				
指標	少年自然の家利用者数延べ人数	説明	少年自然の家の利用者の日数×人数の累積数	
成果指標 2				
指標	市内及び市外の利用のあった小・中学校数	説明	宿泊学習として利用のあった小・中学校数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 ・小・中学校の宿泊学習を前年度に優先的に受付する。 ・市内各小・中学校へ訪問説明や校長会などで宿泊学習先として活用してもらえるようPRを行う。 ・市内の少年団などの青年団体等にPRを行う。				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 ・小・中学生の教育活動や体験活動を経験する場所や機会が必要。 ・少年の団体の活動場所や機会が必要。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 ・市内小・中学校が水戸市の施設・山根地区において宿泊体験を実施することに意義があるため。 ・郷土愛を醸成するために必要であるため。				
⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業） ・水戸市には、類似する宿泊施設はなし。 ・県立施設で類似施設あり。（白浜少年自然の家等）				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 ・料金体系の変更（値上げ）が予想され、小・中学校の利用率が落ちる恐れがある。 ・宿泊業が主になり、収益につながらない生涯学習事業がおろそかになる恐れがある。				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標1 少年自然の家利用者数延べ人数 (人)			成果指標2 市内及び市外の利用のあった小・中学校数 (件)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21年度	7,000	8,003	114.3286	なし	6	#VALUE!
22年度	8,000	7,409	92.6125	なし	4	#VALUE!
23年度	9,000	9,848	109.4222	なし	8	#VALUE!
24年度	10,000	14,481	144.81	10	23	230
25年度	11,000	14,408	130.9818	15	31	206.6667
26年度	12,000			20		
①目標値の根拠	24年度以降は10%増の目標を設定。			24年度以降は5校ずつ増加させる目標を設定。		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移

	①行政コスト（②+③）（千円）		②事業費（千円）	③人件費（千円）			④単位当たりの行政コスト （①行政コスト／ 成果指標1実績） （円）		
	内訳（千円）	平均給与（千円）		人役（%）					
H 21 決算			国県支出金				13,929	行政	0
	市債		技労	0					
	その他		嘱託	0					
	一般財源	13,929	臨時	0					
H 22 決算	国県支出金		13,612	行政	22,640		4,893		
	市債			技労	16,715			8,485	197
	その他			嘱託	0				
	一般財源	36,252		臨時	3,375			1,500	225
H 23 決算	国県支出金		16,126	行政	31,405		4,826		
	市債			技労	25,527			8,509	300
	その他			嘱託	0				
	一般財源	47,531		臨時	4,943			2,197	225
H 24 決算	国県支出金		17,325	行政	24,233		2,870		
	市債			技労	16,485			8,368	197
	その他			嘱託	0				
	一般財源	41,558		臨時	4,943			2,197	225
H 25 決算	国県支出金		15,002	行政	24,402		2,735		
	市債			技労	16,612			8,306	200
	その他			嘱託	0				
	一般財源	39,404		臨時	4,970			2,209	225
H 26 予算	国県支出金		14,344	行政	30,331				
	市債			技労	24,254			8,306	292
	その他			嘱託	0				
	一般財源	44,675		臨時	5,135			2,282	225



⑤コスト削減の取組  
 使用しない施設や必要以上の電気は節約している。  
 職員の勤務形態を工夫して事業を進めている。

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○		②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	水戸市少年自然の家条例及び同施行規則により事業を実施してきた。
		③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○		④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	宿泊学習等学校教育においても貴重な体験学習の機会となっている。また子ども会等でも、体験する場の提供は求められている。
		⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	
合計			評価結果	B
2	点			
有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
○		①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	成果指標2は、開所した昭和50年度からの数字がある。
		②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	
○		③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○		④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	水戸市内の小中学校の児童生徒を対象としている。
○		⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標	水戸市少年自然の家利用促進方策に基づき実施する。
合計			評価結果	A
4	点			
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○		②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑥コスト削減の取組	使用しない施設や必要以上の電気は節約している。 職員の勤務形態を工夫して事業を進めている。
○		③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	料金を上げると小中学校の教育活動の利用に支障が出る
○		④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	市において宿泊施設は他にない。H23は、避難所として6ヶ月利用した。
		⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計			評価結果	A
3	点			

事務事業の評価

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ, ウ
<p>1 現状のまま継続</p> <p>2 見直しの上で継続</p> <p>ア 主体を代える（実施主体を代える）</p> <p>イ 手段を改善する（実施の手段を代える）</p> <p>ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる）</p> <p>エ 簡素化する（規模を縮小する）</p> <p>オ 統合する（類似事業を統合する）</p> <p>3 休止、廃止</p>			
<p>②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）</p> <p>水戸市少年自然の家の利用促進方策に基づき、活動プログラムの開発を行い、また、学校等と連携しながら事業を継続する。</p>			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

<p>今後の方向性及び評価する点、改善すべき点</p> <p>本施設がその役割を果たしていくためには、魅力的な事業の品揃えと高度な安全性の確保が必要不可欠であり、水戸市少年自然の家の利用促進方策に基づく見直しなどの取組を引き続き進めていく必要がある。そのため、1次評価の「見直しの上で継続(手段を改善する。効率化を図る。)」は妥当である。</p> <p>今後、県内の同様の施設等との競合も考えられることから、独自の強みを生かし、他にない当施設の差別優位性を明確にすべきである。そのためには、NPOや近隣施設等の外部の知恵や力を借りることが有効であると考えられる。</p> <p>また、安全衛生管理など管理監督機能の強化を図るとともに、使用頻度の低い遊休施設・設備の有効活用など、市民サービスの向上と効率性の両立化に資するような手法を検討し、経営能力の向上を進めるべきである。</p> <p>なお、担当課では少年以外までターゲットを広げようとしているが、本来の機能・役割を見失い、魅力や強みを低下させたり、コスト増につながるおそれがある。本来の役割にターゲットとコンセプトを絞り込み、青少年の社会性、自立心、道徳心の育成を深く追求するべきである。</p>
--

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

<p>今後の方向性</p> <p>少年自然の家は、自然環境の中で行う集団宿泊訓練、野外活動等を通じて、少年の健全な育成を図ることを目的とした施設である。</p> <p>施設の利用者が減少していることから、今後の施設整備の検討と合わせ、魅力的な事業の展開による集客力の向上と安全性を高める管理運営機能の強化を図ることとし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。</p> <p>なお、検討に当たっては、山根小学校跡地の利活用及び森林公園等との連携による地域活性化の視点を持って、他市の施設にない当施設の強みや目指すべき方向性を明確にするとともに、施設・設備の有効活用について配慮することとする。</p> <p>また、行革プラン2010において民間活力の活用を検討する施設としているため、施設整備の方針決定後に、指定管理者制度や業務委託など、幅広い民間活力の活用について、検討を進めることとする。</p>
---

5 1年目改善目標 (1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

<p>改善目標 (又は休止、廃止の方向性)</p>	<p>設置目的である青少年の健全育成に向けた新規プログラム開発と平日における宿泊学習の利用者数及び冬季(閑散期)における子ども会等の利用促進を図る。</p> <p>また、他市の施設にない当施設の強みや目指すべき方向性を明確化するとともに、施設・設備の有効活用について検討する。あわせて、民間活力活用による管理運営手法の検討を行う。</p>
-------------------------------	---

## 6 2年目評価(進行管理)

### (1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

少年自然の家の設立の趣旨を踏まえ、教職員の会議やPTA・子ども会の指導者研修などについて積極的な誘致に努めるなど利用促進に努めてきた。その結果、小中学校の利用と合わせて、利用者は順調に増加している。また、専用ブログを3月に開設するなど、積極的な情報発信に努めるとともに、同時に複数団体の対応をすること、新規活動プログラムの開発協力(ペットボトルロケット等)などに、専門的な知識(社会教育主事)を持つボランティアに協力をお願いして、施設運営の活性化を図っている。

今年度は、耐震診断の実施があり、その結果を踏まえた施設整備方針も定め、その後の方針を踏まえた民間活力活用の検討をする必要がある。

### (2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

少年自然の家の管理運営については、昨年度の評価を受け、利用促進、施設の強みや目指すべき方向性の明確化、施設・設備の有効活用の検討、民間活力活用による管理運営手法の検討を改善目標として掲げているところである。

このうち、利用促進については、青少年の健全育成に向けた新規プログラムの開発を実施したほか、学校やPTA、子ども会の誘致に努め、また、教育経験者のボランティア支援を得るなど効率的・効果的な運営に取り組んでいる。

しかし、施設の強みや目指すべき方向性の明確化が十分整理されていないほか、施設・設備の有効活用の検討や、民間活力活用の検討についても進んでいない。

このようなことから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、今後は、施設の目指すべき方向性やコンセプトを早期に明確化したうえで、新規プログラムの開発に取り組むとともに、民間活力活用については、市が教育機関として担うべきソフト面と、施設運営というハード面を分けて検討する必要がある。また、改善が実施できない理由を安易に人員不足とすることなく、他の成功事例等を分析し、民間のノウハウを活用したプロモーションを実施するなどの工夫を行うべきである。

さらに、施設利用効果については、具体的事例や客観的な数値で説明ができるようにすべきである。

### (3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

少年自然の家の管理運営については、1年目改善目標として、利用促進、施設の強みや目指すべき方向性の明確化、施設・設備の有効活用の検討、民間活力活用による管理運営手法の検討を行うこととしている。

このうち、利用促進については、青少年の健全育成に向けた新規プログラムの開発を実施したほか、学校やPTA、子ども会の誘致に努め、また、教育経験者のボランティア支援を得るなど効率的・効果的な運営に取り組んでいる。

施設を再整備する方向で検討を進めている中において、施設の強み、目指すべき方向性の明確化、施設・設備の有効活用、さらには、民間活力の活用について今後も検討を進める必要がある。

このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

なお、施設運営に当たっては、他の成功事例等の分析や民間のノウハウを活用したプロモーションの検討を行うこととする。

## 7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	地域特性や立地資源、少年自然の家の特色や魅力を再検証するとともに、施設設備の有効活用や民間活力の活用について検討を進める。それらを踏まえ、少年の健全育成を目的とする教育施設として、新たな利用者層を拡大するための新規プログラムの開発や施設設備の充実に向けた施設整備方針を定め、「水戸市少年自然の家再整備方針」を策定する。 また、施設再整備までの間についても、引き続き、他の成功事例や広報手法を研究し、それらのノウハウを活用して少年自然の家の魅力を効果的にプロモーションすることで、より一層の利用促進を図るとともに、多くの子ども達に様々な体験活動を提供できるように努める。
-----------------------	---

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
現在、大学との連携事業を活用し、特色ある主催事業及び活動プログラムの開発について、常磐大学が協力を受諾した。今後は、NPO法人や企業等との連携についても検討する。  
また、本年度の秋には、山根地区の生徒が在籍する双葉台中学校の事業である「収穫祭」を少年自然の家で開催することになった。これにより、学校関係者だけでなく、地域住民との交流の場を設けるなど、地域との連携についても検討を進め、ソフトの充実を図っていく。  
利用の多くは小中学校であるため、本年度から、夏休みを利用して、教員を対象にした宿泊学習の研修を開催することにより、自然体験活動の意義や手法を習得させると共に、児童生徒の生きる力を育むために有効な活動内容を検証する場とする。  
これらを踏まえた事業の充実が図れるよう、総合的観点から施設設備の有効活用についての方針を策定し、再整備を進める。  
再整備後の施設の有効な運用方法や立地資源を生かした特色あるソフトの開発については、上記のことを取込みながら、現在の利用促進方策を見直した、新たな利用促進方策を策定する上で一層の充実を図る。  
また、本年度に県内の類似施設を訪問し、ノウハウの研究をしてきたが、引き続き近隣県の成功例や運用方法の取得に努める。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

## 行政評価調書

事務事業名	図書館管理運営事務	評価初年度	平成 24 年度
		担当部署名	中央図書館
第5次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等	
大項目	次代を担う人材を育むまちづくり	4	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 1, 2, 4 名称 教育基本法, 社会教育法, 図書館法 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 水戸市立図書館条例, 同施行規則
中項目	生涯学習・教育の充実	1	
小項目	生涯学習活動の推進	1	

### 1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	S19 年度	②事業の完了予定の有無 (有/無)	無	年度
③事業の概要 市民の読書要求や学習要求に応えるため、地域の知的拠点施設として、新図書館基本計画に基づく各種施策を実施する。 1 多様な資料、情報の提供を基本としたサービスの展開 2 児童サービスの推進 3 利用に困難を感じる人へのサービスの向上 4 図書館サービスの拠点づくり 5 市民との協働に基づく図書館活動の展開				
④事業の目的 【対象】誰を(何を)対象に 市民全般				
対象を表す数値	268,649人(平成24年4月1日現在)			
【理想像】どのような状態にしたいのか。 様々な課題を抱える市民の知的な自立を支える拠点として、本と人との出会いを生み出す、市民との協働による開かれた図書館				
⑤成果指標 (市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標 1				
指標	市民1人当たりの年間貸出冊数 6冊	説明	年間貸出冊数/人口	
成果指標 2				
指標	図書館ボランティア登録者数(実人数) 240人	説明	親子で絵本事業、読み聞かせ、本の修理や配架などに当たっていただくボランティア	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 ・市民1人あたりの貸出冊数実績 H21 4.21冊 H22 4.41冊 H23 4.52冊 H24(予定) 4.70冊 ・ボランティア登録者数(実人数) H21 166人 H22 208人 H23 207人 H24(5月末日現在) 211人				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 ・法令に定めがある ・市民ニーズがある ・本市教育の基本目標である「知性にとみ、心身ともに健全な風格をそなえた人間(水戸人)の形成」に必要不可欠である				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 市民の誰もが、無償で個人の要求に基づく様々な資料や情報の提供を受け、その要求を満たし課題を解決することのできる「知」の拠点としての公共施設である。				
⑨類似事業 (民間における類似事業、市が実施している類似事業) なし				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 図書館の使命は、様々な課題を抱える市民の知的な自立を支えることである。したがって、民間・NPOが実施した場合、後継者の育成や、専門知識をもった職員による長期的視野に立った継続的、安定的な運営が困難となる。また、学校や市民センターへの配本事業など、関係各課や学校、他自治体との連携や市民(ボランティア)との協働体制も弱まると考えられる。その結果、図書館サービスの質の低下を招く危険性があり、効率的ではない。				

## 2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 市民1人当たりの年間貸出冊数 (冊)			成果指標 2 図書館ボランティア登録者数 (実人数) (件)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
	21年度	6.00	4.21	70.16667	200	166
22年度	6.00	4.41	73.5	240	208	86.66667
23年度	6.00	4.52	75.33333	240	207	86.25
24年度	6.00	4.57	76.16667	240	222	92.5
25年度	6.00	4.48	74.66667	240	230	95.83333
26年度	6.00		0			#DIV/0!
①目標値の根拠	市新図書館基本計画			課内方針		
②数値で表せない効果	専門職員の知識と関係機関との連携を生かした、市民の様々な要求への的確かつ迅速な対応。職員と市民（ボランティア）との協働による、利用者の立場に立った図書館運営。					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

## 3 行政コストの推移

	①行政コスト (②+③) (千円)	②事業費 (千円)		③人件費 (千円)		④単位当たりの行政コスト (①行政コスト/図書館資料利用総点数)		
		内訳 (千円)		平均給与 (千円)	人役 (%)			
H 21		国県支出金 21,267		0		132円 (155,752,000円/1,171,852点)		
決算	155,752	市債		行政	0			
		その他	755	技労	0			
		一般財源	133,730	嘱託	0			
			155,752	臨時	0			
H 22		国県支出金 32,056		280,560		374円 (460,970,000円/1,229,932点)		
決算	460,970	市債		行政	229,095		8,485	2,700
		その他	718	技労	0		7,327	
		一般財源	428,196	嘱託	40,500		1,500	2,700
				臨時	10,965		1,700	645
			180,410					
H 23		国県支出金 20,000		301,124		388円 (494,736,000円/1,273,427点)		
決算	494,736	市債		行政	229,743		8,509	2,700
		その他	28,938	技労	0		7,505	
		一般財源	445,798	嘱託	59,319		2,197	2,700
				臨時	12,062		1,870	645
			193,612					
H 24		国県支出金 25,000		297,317		355円 (455,978,000円/1,283,353点)		
予・決	455,978	市債		行政	225,936		8,368	2,700
		その他	9,394	技労	0		7,505	
		一般財源	421,584	嘱託	59,319		2,197	2,700
				臨時	12,062		1,870	645
			158,661					
H 25		国県支出金 22,362		296,031		363円 (458,986,000円/1,264,106点)		
予・決	459,832	市債		行政	224,262		8,306	2,700
		その他	9,354	技労	0		7,852	
		一般財源	428,116	嘱託	59,643		2,209	2,700
				臨時	12,126		1,880	645
			163,801					
H 26		国県支出金 20,000		298,021				
予算	502,469	市債		行政	224,262		8,306	2,700
		その他	9,665	技労	0		7,852	
		一般財源	472,804	嘱託	61,614		2,282	2,700
				臨時	12,145		1,883	645
			204,448					

⑤コスト削減の取組  
 ・移動図書館車両の廃止 ・H18年の3館体制確立以降、職員定数増なしに、現在6館を運営  
 ・図書館システム経費の抑制 ・親子で絵本事業や読み聞かせ事業などを、ボランティアとの協働により実施

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

事務事業の評価	必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
	○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	図書館は社会教育施設であり教育機関でもあることから、地方公共団体は社会教育を振興する責任を負っているため、直営が望ましい。	
		②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。		・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性		
		③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。		・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性		
		④対象者のニーズが高い事業である。		・1-⑦必要性		
		⑤民間、NPO等に類似事業はない。		・1-⑨類似事業		
	合計				評価結果	A
	4	点				
	有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
		①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。		・2-成果指標		
	○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。		・1-⑧有効性 ・2-成果指標	市民が読書や学習、課題解決のために無償で利用することのできる唯一の公共施設である。	
		③成果指標の実績が目標に達している。		・2-成果指標		
	○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。		・2-成果指標	障がい者や男女を問わず、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の市民に利用されている。	
	○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。		・1-④事業の目的 ・2-成果指標	館内サービスにとどまらず、配本や保健センターでの絵本配布などを実施し読書環境の充実に努めている。	
	合計				評価結果	A
	3	点				
	効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
		①効率性向上の余地はない。		・3-①行政コスト		
○	②コスト削減への取組を実施している。		・3-⑤コスト削減の取組	図書館サービスの質を落とすことなくコスト削減に取り組んでいる。		
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)		・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	民間やNPOに運営を任せした場合、図書館サービスの質の向上及び継続性が疑問であり、公立図書館としての目的達成が困難となる。		
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。		・1-⑨類似事業			
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。		・3-④単位当たりの行政コスト			
合計				評価結果	A	
3	点					

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
1 現状のまま継続 2 見直しの上で継続 ア 主体を代える（実施主体を代える） イ 手段を改善する（実施の手段を代える） ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる） エ 簡素化する（規模を縮小する） オ 統合する（類似事業を統合する） 3 休止、廃止		
②課題と解決方法（「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）		

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

<p>今後の方向性及び評価する点、改善すべき点                  図書館の数が多いため、今後、施設の修繕費や維持管理費が多くかかることが予想されることから、各館の統合等も視野に入れた建物の修繕維持管理計画を作成するほか、他市にも事例があるように、民間委託についての検討を進めるべきである。そのため、1次評価の「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続(手段を改善)」とする。                  特に、中央図書館については、耐震診断を踏まえ、建替の可能性もあるが、近隣に県立図書館がある中で、本当に建替の必要性があるのか検討をするべきである。                  また、各図書館の持つ特色や活動について、一般市民に周知されていないため、広報の強化を図るとともに、民間団体や大学との連携などにも積極的に取り組むべきである。</p>
--

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

<p>今後の方向性                  図書館は、市民の教育と文化の発展に寄与するために設置されており、市民の読書要求や学習要求に応えるための地域の知の拠点施設としての施設である。                  行政評価委員会から「民間委託についての検討を進めるべきである。」という意見が出されていること、また、全国的に少しずつ指定管理者制度の導入が進められており、導入によって、開館時間の延長などの効果が見られることから、管理運営手法について、見直しの検討を行う必要があると考えられる。                  そのため、市民サービスの維持・向上及び効率的な運営に向け、指定管理者制度の導入の検討を進めることとし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。                  また、中央図書館については、耐震診断を予定していることから、その診断の結果を踏まえ、今後のあり方について検討を行うこととする。</p>
--

5 1年目改善目標 (1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	指定管理者制度を導入している自治体の状況を調査し、本市の図書館の現状を踏まえた制度導入のメリット・デメリットなどの検討を進め、方針を整理する。 また、各図書館の特色を明確にするとともに、中央図書館については、耐震診断を予定していることから、その診断の結果を踏まえ、今後のあり方について検討を行う。
-----------------------	---



## 6 2年目評価(進行管理)

### (1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

指定管理者制度の導入について、課内にワーキンググループを設置し、先進都市の視察や、導入状況の調査を行い、制度活用の有効性について、検討を進めている。

また、中央図書館の耐震診断については、受託業者が決定したところであり、今後、診断結果を踏まえ、関係各課と協議の上、対応を検討していく。

### (2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

図書館の管理運営については、昨年度の評価を受け、指定管理者制度導入の方針整理、各図書館の特色の明確化、耐震診断結果を踏まえた中央図書館の今後のあり方の検討を改善目標として掲げているところである。

このうち、指定管理者制度の導入については、課内ワーキンググループを設置して、導入自治体への調査や視察を実施し検討も進めているが、導入方針の決定には至っていない。また、各図書館の特色を明確化するとともに、中央図書館については、耐震診断の結果を踏まえた今後のあり方の検討がまだなされていない。

このようなことから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

### (3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

図書館の管理運営については、1年目改善目標として、指定管理者制度導入の方針整理、各図書館の特色の明確化、耐震診断結果を踏まえた中央図書館の今後のあり方の検討を行うこととしている。

このうち、指定管理者制度の導入については、課内ワーキンググループを設置して、導入自治体への調査や視察を実施し検討を進めている。今後は、図書館協議会の答申を踏まえ、方針の決定をする必要がある。

また、各図書館の特色を市民に広く周知するとともに、中央図書館については、耐震診断の結果を踏まえた今後のあり方の検討を進める必要がある。

このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

## 7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	指定管理者制度導入について、図書館協議会の答申を踏まえ庁内協議を進め、方針を決定する。 また、各図書館の特色について、ホームページや広報みと等を活用し周知に努める。 中央図書館の今後のあり方について、耐震診断結果を踏まえた検討を進める。
-----------------------	--

## 8 3年目評価(進行管理)

### (1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

指定管理者制度導入については、6月30日に図書館協議会から答申の提出を受けたところであり、今後、庁内での協議を進める。

収集資料や行事などの各館の特色については、図書館ホームページや広報みとなどを活用し、市民への周知に努めている。また、フェイスブックなどを活用した新たな情報発信の検討を進めている。

中央図書館の今後のあり方については、耐震診断の結果、耐震補強が必要なことが判明したため、耐震補強や建替など、あらゆる可能性について庁内での協議を進め、年度内に方向性を見出す。

### (2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項 (行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標 (3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止, 廃止の方向性)	
------------------------	--